

Report **2025** Disclosure

Saitama Prefectural Credit Federation Of Agricultural Cooperatives



Contents

目次



©よりぞう

●本誌は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
数値は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

ごあいさつ…………… 1

経営

JAグループ・JAバンクの概要……………	2
経営方針……………	4
業務の適正を確保するための体制……………	5
業績……………	8
リスク管理の状況……………	10
各種リスク管理……………	11
コンプライアンス（法令等遵守）態勢……………	12
金融ADR（金融分野における裁判外紛争解決） 制度への対応……………	13
金融商品の勧誘方針……………	14
利用者の保護……………	14
個人情報管理……………	16
マネー・ローンダリング等及び 反社会的勢力等への対応……………	16
地域金融機関としての取組み……………	17
サステナブル経営ポリシーに基づく取組み……………	23

業務内容

業務のご案内……………	28
商品のご案内……………	30
手数料一覧……………	34

当会の組織

沿革・歩み……………	35
当会の組織……………	36

資料編－1

財務諸表……………	40
貯金……………	52
貸出金……………	53
有価証券……………	58
為替業務・その他業務……………	60
主要な経営指標等……………	61

資料編－2

自己資本の状況……………	65
信用リスクに関する事項……………	72
信用リスク削減手法に関する事項……………	78
派生商品取引及び長期決済期間取引の リスクに関する事項……………	81
証券化エクスポージャーに関する事項……………	83
CVAリスクに関する事項……………	86
マーケット・リスクに関する事項……………	86
オペレーショナル・リスクに関する事項……………	86
出資等又は株式等エクスポージャーに 関する事項……………	87
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項……………	89
金利リスクに関する事項……………	90

グループ情報

グループ情報……………	92
-------------	----

（注）（株）埼玉県農協総合情報センターは当会の子会社ではないため、連結財務諸表につきましては作成していません。

索引（法定開示項目と掲載ページ一覧）

ごあいさつ



経営管理委員会会長
坂本 富雄



代表理事理事長
黒澤 潔

平素より私ども埼玉県信用農業協同組合連合会（愛称／JAバンク埼玉県信連）をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当会は、昭和23年の設立以来、埼玉県農業と県内農業協同組合（愛称／JA）並びに地域社会の発展を金融面から支援する金融機関として歩んでまいりました。

この度、当会の経営方針、活動内容並びに業績等を皆様にご紹介するため、「Report 2025」を作成いたしました。この小冊子をご高覧いただき、当会に対するご理解をより一層深めていただければ幸いです。

我が国の経済は、政府の経済対策等により緩やかな回復基調にありますが、先行きについては、アメリカの関税措置等を背景に、不透明感が強まっている状況にあります。今後の米通商政策の動向に加え、欧米の金利高止まりや中国の不動産市場の停滞など、海外経済の動向が国内経済を下押しするリスクとなっており、金融資本市場の変動等を通じた経済への影響を注視する必要があります。このような状況下、経済・財政政策においては、デフレ脱却を確かなものとするため、賃上げと投資による成長型経済への転換が求められます。日本銀行に対しては、経済・物価・金融情勢を踏まえた金融政策の運営と正常化が期待されております。

金融機関を取り巻く環境は、日本銀行によるマイナス金利政策の解除やイールド・カーブコントロールの撤廃等を契機に、段階的な利上げや国債買入れ規模の縮小が進んでおります。これに伴い、多くの金融機関で預貯金金利の引上げが行われ、預金獲得競争が激化しているほか、「金利のある世界」の到来によって、国内金融機関は貸出量の拡大から資産効率の向上へと戦略の軸足を移しつつあります。また、低収益部門や政策投資の見直しが進み、コア事業や成長期待分野、高収益部門への資源集中が進んでおります。

農業を取り巻く環境は、農林水産物・食品に係る昨年の輸出実績が初めて1兆5,000億円を超えるなど、これまで円安を背景に海外市場での競争力が高まりましたが、今後は最大の輸出先である米国の通商政策の影響等が懸念されます。一方で、流通米不足による政府備蓄米の売渡しが行われるなど、適正な米価形成も課題となっており、また、国内の生産現場では、慢性的な労働力不足や生産資材価格の高止まりなど、厳しい経営環境が続いており、安定的な農産物の供給に懸念が生じております。

このような情勢下、当会といたしましては、第15次中期経営計画（令和7～9年度）の初年度として、JAとの連携のもと基本戦略である①持続可能な収益基盤の構築、②JAの経営基盤強化支援、③経営基盤の強化・確立に取り組み、JAグループが掲げる「組合員・地域とともに食と農を支える協同の力」の発揮に向けた組織づくりを図ってまいります。

今後につきましても、農業及び地域のメインバンクとして、皆様に一層信頼いただける金融機関を目指し、役職員一丸となって経営の合理化・効率化、並びにリスク管理の徹底に努めるとともに、金融サービスの向上に対し最善の努力を果たす所存でございます。

引き続き皆様のご理解と一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

経営管理委員会会長 **坂本 富雄**
代表理事理事長 **黒澤 潔**

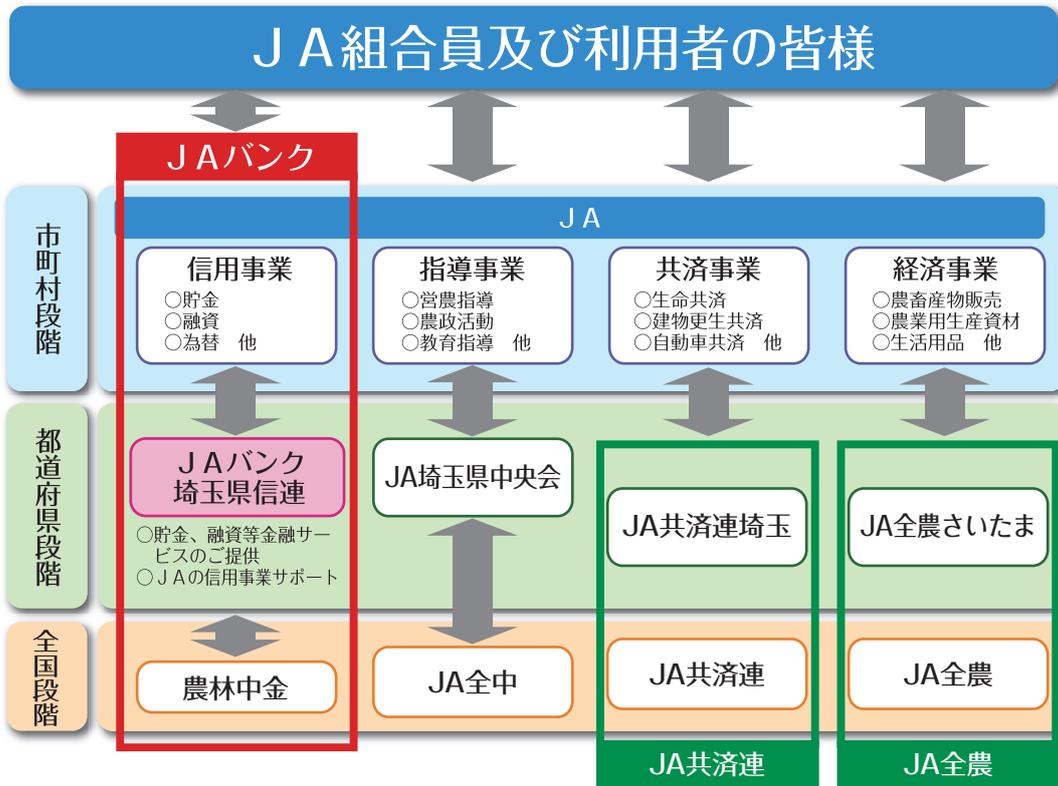
経営

JAグループ・JAバンクの概要

◆JAグループ

JAグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町村段階のJA、都道府県段階・全国段階の連合会等の組織で構成し、それぞれが機能を分担し、信用事業のほか、指導事業・経済事業・共済事業等を展開しています。この市町村段階から全国段階までの仕組みを「JAグループ」と呼んでいます。

また、信用事業においては、総称して「JAバンク」と呼んでおり、JAと各都道府県域において信用事業の本部機能を担う信連、全国域の本部機能を担う農林中央金庫をもって「JAバンク」グループを形成しています。



◆JAバンク埼玉

埼玉県内15JAの信用事業部門と当会の機能を総称して、「JAバンク埼玉」と呼び、JAと一体となって信用事業を展開しています。

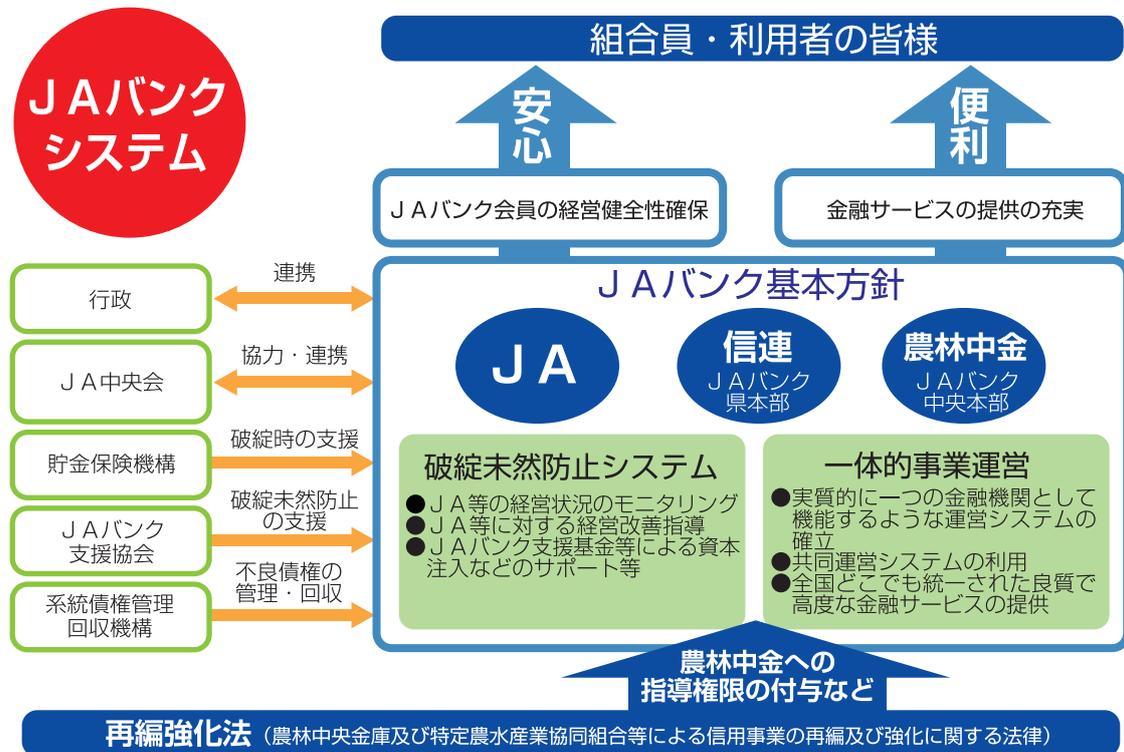
当会は、信用事業を営む連合会として、JAの事業運営をサポートする県域機能を発揮するとともに、地域金融機関としてJAと一体となって、組合員や地域利用者、企業などの皆様のお役に立つ金融サービスをご提供できるよう努めています。

JAバンク埼玉

- JAさいたま
- JAあさか野
- JAいるま野
- JA越谷市
- JA南彩
- JA埼玉みずほ
- JAさいかつ
- JA埼玉中央
- JAちちぶ
- JA埼玉ひびきの
- JAくまがや
- JAふかや
- JA埼玉岡部
- JA花園
- JAほくさい
- JAバンク埼玉県信連

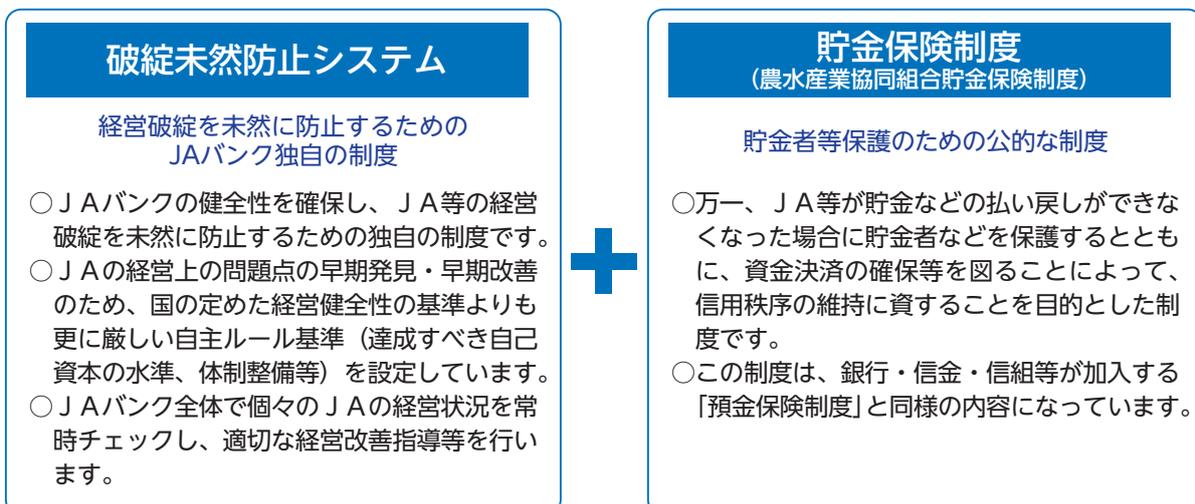
◆JAバンクシステム

「JAバンクシステム」とは、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JAバンク会員が総力を結集し実質的に「ひとつの金融機関」として機能する仕組みのことをいいます。
 このシステムは、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。
 当会は、県内JAの事業運営のサポート等「JAバンク埼玉県本部」としての役割を担っています。



◆JAバンク・セーフティーネット

JAバンクでは、より安全な金融機関として信頼を得るため独自の「セーフティーネット」を構築しています。JAバンク全体で経営の健全性を確保する仕組みである「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度」により、組合員・利用者の皆様に一層の安心をお届けします。



経営方針

経営理念

J Aとともに顧客の期待と信頼に応え、地域経済の発展に寄与する金融機関（JAバンク）を目指す。

経営姿勢

当会は効率的な業務運営のもと、J Aと一体となって強固な経営基盤並びにJAバンク埼玉を確立する。

サステナブル経営ポリシー

- ① 活力ある県域農業の持続に向けた貢献
- ② 豊かな暮らしのある地域社会の維持に向けた貢献
- ③ 環境問題の解決・気候変動の課題に対する貢献

当会は、J Aが農業・地域の発展に貢献し、組合員・利用者になくてはならない組織であり続けるために、J Aをサポートしていくことが不変の使命であると認識しております。この役割を果たすべく、当会は経営理念・経営姿勢に基づきJ Aへの収益・機能還元を安定的・継続的に果たし、J A自己改革の着実な実践を支えていくため、令和7年度より「第15次中期経営計画」に取り組んでまいります。

また、当会は第14次中期経営計画より事業活動を通じた持続的な社会の実現のため、3つの取組指針「サステナブル経営ポリシー」を定め、地域活性化や環境対策、働き方の多様化等を推進し、令和12年（2030年）を達成年度とした長期的な目標に取り組んでいます。

第15次中期経営計画（令和7年度～令和9年度）

当会は、不変の使命（会員J Aへの収益還元・機能還元、地域金融機関としての役割発揮）を果たすため、第14次中計の基本戦略を継続・発展させてまいります。特に安定的・持続的な収益還元を意識し、リスクマネジメントの高度化とともに資金運用力の強化、並びにコスト削減・抑制に取り組めます。

サステナブル経営を通じて果たす3つの使命

～持続可能な農業・地域共生に貢献する金融機関（JAバンク埼玉）を目指して～

SDGs達成への貢献を通じた地域金融機関としての役割発揮

収益還元（J Aへの安定的・継続的な収益還元）

機能還元（J Aから必要とされる指導力とサポート機能発揮）

3つの基本戦略

1. 持続可能な収益基盤の構築

国内外の金利動向等金融環境の変化に応じた収益力の向上に努めつつ、ESG地域金融への取組拡充等を通じた中長期的な顧客基盤の創出により、収益基盤を確保します。

【個別戦略】

- 1. 資金運用力の強化
- 2. 事業運営コストの削減・抑制
- 3. 農業・地域活性化への貢献

2. J Aの経営基盤強化支援

J Aの事業展開等をサポートし、多様化する農業・暮らし・地域の実情に応じた課題解決に全力で取り組める環境を整えることで、J Aの存在価値の確立を目指します。

【個別戦略】

- 1. 金融仲介機能の発揮
- 2. 接点の構築・充実
- 3. 不断の取組み

3. 経営基盤の強化・確立

ALMを含めたリスク管理の高度化とともに、金融機関として具備すべき水準の内部管理態勢強化や効率的な業務運営体制の構築等に取り組めます。

【個別戦略】

- 1. 内部管理態勢の強化
- 2. 人的資本経営
- 3. 地域金融機関としての役割発揮

業務の適正を確保するための体制

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理体制の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理及び法令等の遵守、適切なリスク管理、その他業務執行の適正性を確保するために内部統制に関する基本方針を策定しております。

内部統制の基本方針

【役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制】

- 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、「倫理憲章」、「コンプライアンス・マニュアル」等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
- 理事の法令等遵守状況については、経営管理委員及び監事による監督を受け、理事会の構成員として相互に監視するとともに、「役員行為規範」を遵守する。
- コンプライアンスに関して、職員がコンプライアンス統括部署及び外部の法律事務所に相談・情報提供できる「ヘルプライン制度」を設置する。
- 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
- マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策並びに反社会的勢力への対応について、「マネー・ローダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」に基づき、適切な業務運営を行う。
- 「財務報告に係る内部統制基本方針」及び「財務報告に係る内部統制の評価に関する実施要領」を定め、財務報告の信頼性・適正性を確保するための態勢を整備する。
- お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を制定するとともに、役職員へ研修等を通じて、お客さま本位の金融サービスを提供する態勢を整備する。

【理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制】

- 経営管理委員会、理事会その他重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行に係る重要な文書等は、保存期間及び管理基準を定めて適切に管理する。
- サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。
- 業務の担当部署は、理事又は監事の求めに応じ職務の執行に係る情報を閲覧に供する。

【損失の危機の管理に関する規程その他の体制】

- 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題と捉え、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めた「リスクマネジメントの基本方針」を制定する。
- 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針及びプロセスを定めて統合的にマネジメントする。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理に係る意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
- 種々の経営上のリスクを計量化し、自己資本額に見合ったリスク量にコントロールする経済資本管理の実施により、経営全体での統合的なリスク管理を進め、リスク管理の一層の高度化に取り組む。
- 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められた要件に基づき規制資本に関するマネジメントを実施する。
- 大規模な災害による被災等に際し、業務の継続を図るために必要な体制を整備する。

【理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

- 事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
- 経営管理委員会の意思決定を効率的に行うため、理事により構成される理事会を設置し、一定の事項に係る執行の決定等を委任するほか、定例又は臨時の経営企画会議を開催し、理事会の決議事項に係る原案の検討等を付託する。
- 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。

【当会及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制】

- 当会の業務の適正を確保するため、「子会社管理規程」を定める。
- 円滑な運営を図るため、当会と子会社等の間において協議又は報告すべき事項を定め、子会社等の経営・業務の執行状況等を把握し、適宜指導・助言・管理・実績検討を行う。

【内部監査体制】

- 当会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査部を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
- 内部監査は、当会の全業務を対象とし、理事会が承認する内部監査計画に基づき実施する。
- 監査部長は、内部監査終了後、内部監査実施状況を取り纏め理事会及び経営管理委員会へ報告する。
- 監査部長は、監事及び会計監査人と定期的かつ必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。

【監事の職務を補助すべき職員に関する事項及び当該職員の理事からの独立性に関する事項】

- 監事の職務執行を補助するため、専任の補助使用人を監査部に配置する。なお、専任者の配置が困難な場合は、少なくとも兼任者を2名以上配置する。
- 補助使用人は、監事会運営に関する事務及び監事の指示する事項に係る業務に従事する。
- 補助使用人は、監事の指揮命令に従い業務を遂行する。なお、当該業務にあたっては、理事からの独立性を確保する。
- 監査部に配属する補助使用人の業績評価、人事異動、その他人事に関する事項の決定について、あらかじめ常勤監事の意見を聴取し、当該意見を尊重する。

【理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制】

- 理事は、当会に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監事会に報告する。
- コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合又はコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
- 監査部は、内部監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
- 主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。
- コンプライアンス統括部署は、「ヘルプライン制度」の運用状況を監事に報告する。

【監事に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制】

- 適正な目的により監事へ報告を行った役職員が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保し、その旨を周知徹底する。

【監事の職務執行について生ずる費用に係る方針】

- 監事はその職務執行について生ずる費用等を支弁するため、適切な予算を設ける。
- 監事が請求する費用については、その費用すべてを当会が負担する。ただし、監事の職務執行に必要な費用ではないと認められる場合は除く。

【財務情報その他当会の情報を適時かつ適切に開示するための体制】

- 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて財務情報の適時かつ適切な開示に努める。
- 財務諸表の適正性、財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

【その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制】

- 監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
- 監事は、理事会及び経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べるができるものとする。
 - 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
 - 理事及び職員は、監事からの調査又はヒアリング依頼に対して協力する。
 - その他、理事及び職員は、「監事監査規程」に定めのある事項を尊重する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当会は、法令等遵守、リスク管理、子会社等管理、内部監査の各管理体制について、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の会議体において体制ごとに進捗管理を行い、適切な内部統制の構築及び運用に努めており、その運用状況は以下のとおりです。

【役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制】

法令等遵守の体制については、倫理憲章を基本方針とし、役職員の行動規範としてコンプライアンス・マニュアルを定めるとともに、コンプライアンス・プログラムの策定や役職員への研修等により、コンプライアンス態勢の強化に取り組んでいます。

また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策並びに反社会的勢力等への対応については、基本方針を定め、組織的に対応する態勢を整備しています。

財務報告の信頼性・適正性の確保については、財務報告に係る基本的な考え方を定めるとともに、その態勢について理事会で確認・協議を行っています。

また、お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を明確に示し、役職員に周知を行っています。

【理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制】

経営管理委員会や理事会等の重要な会議体については、運営規則を定め、議事録の作成及び保管に関する体制を整備しています。また、文書取扱規程をはじめとする諸規程を定め、情報の保存及び管理を確実なものとしています。

また、「J」Aバンクの内部管理態勢構築にかかる指針（サイバー攻撃への備え）を踏まえたサイバーセキュリティ対策に係る体制の整備を行っています。

【損失の危機の管理に関する規程その他の体制】

リスク管理方針を定め、業務遂行から生ずる様々なリスクを統合的に把握し、リスク管理委員会、理事会及び経営管理委員会定期的に協議・検討を行っています。

また、災害等が発生した場合でも、利用者に基本的サービスを継続的に提供できるようコンティンジェンシープラン（危機管理計画書）を定めているほか、具体的な事務手続を定めた諸規程を整備しています。

【理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

中期経営計画及び事業計画の進捗状況を定期的に理事に報告し、実効性を高めています。

また、理事及び部長を構成員とする経営企画会議を毎月開催し、理事の迅速な経営判断に資する協議の場としています。

【当会及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制】

各業務に係る諸規程を適時適切に見直し、業務フロー等管理体制の改善を図る等、効率的な業務運営に努めています。

また、子会社管理規程を策定し、子会社等の業務管理体制やリスクの把握に努めています。

【内部監査体制】

内部監査規程を定め、当会の経営諸活動全般にわたる管理、運営の制度及び業務の遂行状況について、内部統制の適切性の観点から検討・評価を行っています。

内部監査の結果については、理事長、監事及び理事会に報告しています。

【監事の職務を補助すべき職員に関する事項及び当該職員の理事からの独立性に関する事項】

監事の職務執行を補助するため、業務執行部門から独立した機構として監査部監事監査関係を設置し、専任の補助使用人を配置しています。

また、監査部に配属する補助使用人の業績評価、人事異動等については、あらかじめ常勤監事の意見を聴取しています。

【理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制】

経営管理委員会や理事会等に監事が出席し、報告を受ける体制を整備しています。

また、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供しています。

【監事に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制】

監事監査規程に、監事に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことの確保を明記しており、役職員に周知しています。

【監事の職務執行について生ずる費用に係る方針】

監事の職務執行について生ずる費用については予算計上しており、必要な費用のすべてを当会が負担することとしています。

【財務情報その他当会の情報を適時かつ適切に開示するための体制】

法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて財務情報その他当会の情報を適時かつ適切に開示するための体制を整備しています。

【その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制】

理事と監事は、業務の運営や課題等について定期的に意見交換を行っており、内部監査部署には監事との連携を指示し、監事監査が実効的に行われるための体制を整備しています。

業 績

当会の令和6年度業績につきましては、会員JA及び関係機関によるご支援・ご協力のもと、役職員一体となって業務に取り組んだ結果、次のとおりとなりました。

損益の状況の推移

経済・金融情勢の変化に合わせ効率的な資金運用に取り組む一方、経費節減に努めるなどの対策を講じた結果、57億74百万円の経常利益を計上いたしました。また、法人税、住民税及び事業税並びに税効果会計による法人税等調整額を考慮したなかで、47億28百万円の当期剰余金を計上しました。



自己資本比率の推移

着実な内部留保の積み上げ等により、自己資本額は増加したものの、バーゼルⅢ最終化の国内適用で算出方法が変更された影響等により、自己資本比率は14.08%となりました。



自己資本比率とは、経営の健全性を示すバロメーターです。国内基準では4%以上が義務付けられていますが、JAバンクの自主ルールでは8%以上が義務付けられており、当会の自己資本比率はこれを十分に満たしております。

貯金の推移

会員JAからの受入とともに、系統関係機関や地方公共団体、地域の皆様からも大切な貯金をお預かりした結果、当期末において2兆9,997億円の残高となりました。

(単位：億円)



貸出金の推移

担い手向け融資等農業金融への取組みはもとより、地域金融機関として系統資金の地域還元による融資基盤拡充と長期安定収益の確保に向け、農業生産法人及び県内外優良企業等を中心に積極的な融資活動を展開した結果、当期末において4,191億円の残高となりました。



有価証券の推移

有価証券ポートフォリオ全体の資産配分を考慮しつつ安全性・収益性を重視した長期安定収益の確保に努めた結果、当期末において7,127億円の残高となりました。



預け金の推移

系統預け金を基本とした支払準備金の確保と金利裁定による効率的運用に努め、また、地域金融機関として積極的な資金運用を行った結果、当期末において1兆7,790億円の残高となりました。



経営

業務内容

当会の組織

資料編

グループ情報

索引

リスク管理の状況

昨今における金融機関を取り巻く環境の急速な変化は、金融機関における業務内容の多様化・複雑化とともに様々なリスクをもたらしています。

このような環境下、会員・利用者の皆様に安心して当会をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し信頼性を高めていくことが重要です。

したがって、当会では特に経営の健全性確保と安定的な業務拡大を図るため、信用リスクや市場関連リスク、流動性リスク、更には事務リスク、システムリスク等のオペレーショナル・リスクに適切に対応すべく「リスクマネジメントの基本方針」を定め、統合的なリスク管理態勢の構築に取り組んでいます。

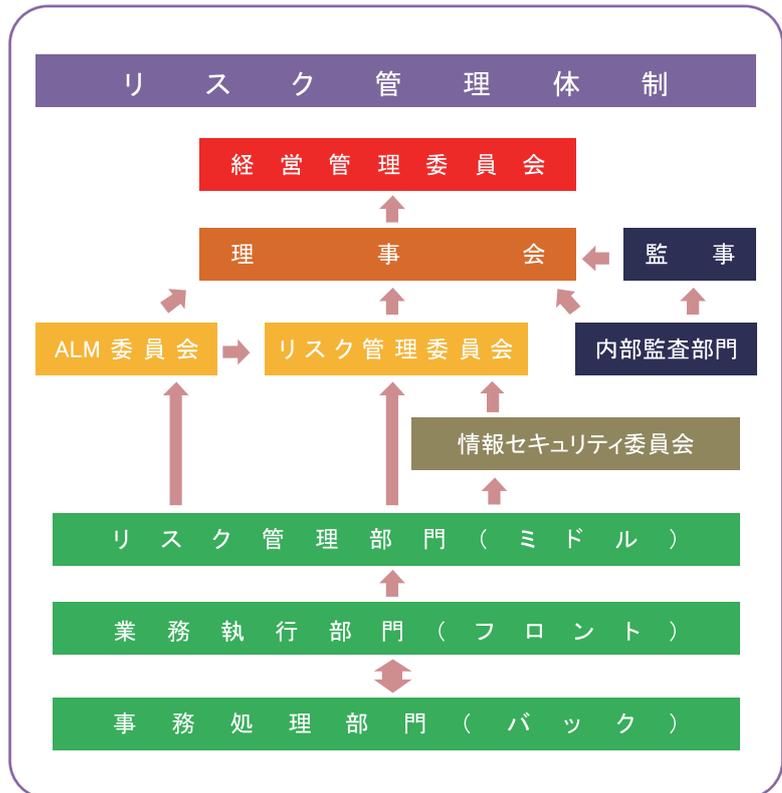
【管理体制】

当会では、信用リスク・市場関連リスク等を統合的に管理するため、リスク統括部（リスク統括関係）をリスクマネジメント統括部署として位置づけ、適切なリスク管理を通じて経営の健全性と安定した経営基盤の確立を図っています。

更に、リスク管理の重要性を認識し、経営陣が諸リスクの統合的なリスク管理に積極的に関与する体制を整備しています。

具体的には、理事長をはじめとする常勤役員、各部長で構成するリスク管理委員会を四半期毎に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容に係る検討・協議を実施しています。

検討・協議した内容は必要により理事会に付議・報告、並びに経営管理委員会に報告する等、各リスクについて体系的な管理を行っています。



【統合的リスク管理】

当会では、「リスクマネジメントの基本方針」に基づき、「経済資本管理規程」、「信用リスクマネジメント規程」、「市場リスクマネジメント規程」等を制定し、業務上発生すると予想されるリスク量を適切に計測し、このリスクをあらかじめ定めた許容範囲内でコントロールするため、諸リスクに内包するリスクを定量化し、統合的に把握・管理し、経営の意思決定を実施しています。

【内部監査体制】

当会では、内部管理体制の適切性、有効性を確保するため、被監査部署から完全に独立した監査部が、定期的な内部監査等を通じて事務処理の堅確性、事故防止のための指導等、内部監査体制の充実を図っています。

内部監査は、年度の内部監査計画に基づき、当会業務の全般を対象とし、効率的かつ実効性のある内部監査を行っています。監査結果は、定期的に理事会及び経営管理委員会に報告し、指摘・助言・改善提案事項等について、措置・実効状況に応じて定期的にフォローアップを実施しています。

各種リスク管理

信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないしは消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当会の与信審査については、営業部署から独立したリスク統括部（審査関係）が、内部格付等の基準に基づいた厳正な審査を実施し、相互牽制機能を発揮しています。更に、原則として半期毎に「リスク管理委員会」で不良債権等の処理及び債権の保全・管理に関する事項について、検討・協議しています。

また、「自己査定実施要領」等に基づき、適正な資産の自己査定並びに償却・引当を実施しています。

市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフ・バランス資産・負債を含む）の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。

当会では、ALMシステムを活用したなかで、有価証券を中心に現在価値や価格変動リスクなどを毎月算出し、リスクテイクの状況を経営陣に報告するリスク管理体制を整備しています。

具体的には、「ALM委員会」を原則として毎月1回開催し、金利リスク等の把握と資産・負債の総合的な管理に努める等、迅速かつ的確な対応が図られるよう万全の体制を構築しています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、財務内容の悪化等により資金繰りがつかなくなるリスク、並びに市場の混乱等により市場において取引が出来ない等により損失を被るリスクをいいます。

当会では、的確な資金ポジションを確保するため、調達資金及び運用資金を恒常的にALM委員会において集中管理しています。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務遂行に伴って受動的に発生する多様なリスク（様々な人為的又は技術的エラーの他、外生的な事象によって損失が発生するリスク）をいいます。

具体的には、事務リスク（業務の過程又は役職員の活動が不適切であることにより損失が発生するリスク）やシステムリスク（コンピュータシステムの停止・誤作動、システムの不備等によるトラブルの発生により損失が発生するリスク）等があり、当会はこれらのリスクについても各種規程類の整備により適切なリスク管理を行っています。

○事務リスク管理

「事務リスク管理要領」を制定し、事務処理規程類の遵守並びに内部監査・自己検査の実施等により、適切なリスク管理を行っています。

○システムリスク管理

「安全対策基準（セキュリティスタンダード）」を制定し、セキュリティ管理体制の整備、情報資産管理の明確化等の対応を図るとともに、災害時対策の整備について、「コンティンジェンシープラン（危機管理計画）」を制定することにより、適切なリスク管理を行っています。

コンプライアンス（法令等遵守）態勢

●基本方針

当会は、系統金融機関として自らもつ社会的責任と高い公共性を認識し、社会的規範を含むすべての法令やルールを厳格に遵守し、自己責任原則に基づく公正かつ透明性の高い業務運営、並びに地域発展に尽力しています。

当会では、役職員のコンプライアンス（法令等遵守）の徹底を経営の最重要課題の一つと位置づけ、役職員の行動指針を示すものとして「倫理憲章」を定めているほか、業務遂行にあたって法令違反や反社会的行為が発生しないよう留意点を示す手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を定めており、これらはコンプライアンス関連規程類と併せて、職場内研修等により役職員一人ひとりに浸透するよう周知徹底を図っています。

倫理憲章

I 基本的使命と社会的責任

当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

II 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

III 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適切に応じ、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

IV 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の高度化に努めます。

V 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

VI 持続可能な社会への貢献

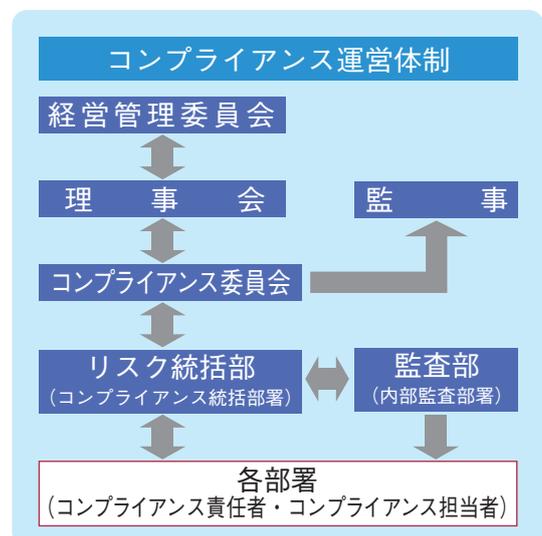
社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

●コンプライアンス運営体制

当会では、コンプライアンス経営の確実な実施を図るため、コンプライアンス態勢を体系化・明確化した「コンプライアンス態勢運営要領」を定め、右図のとおりコンプライアンス運営体制を確立しています。

本体制のもと、コンプライアンス委員会では、コンプライアンス態勢全体に係る企画・推進・進捗管理に関する検討・審議を行うとともに、検討・審議内容について適宜理事会に付議・報告しています。

また、コンプライアンス統括部署（リスク統括部）は、年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス活動の実践・検証・見直し及び改善に取り組んでいます。



金融ADR（金融分野における裁判外紛争解決）制度への対応

当会では、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、ご相談・苦情等の申し出について、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切な対応・解決に努めています。

また、受け付けたご相談・苦情等については、定期的に経営陣に報告するとともに、会内において情報共有を推進し、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用しています。

また、相談・苦情等の申し出について、当会の対応に理解いただけない場合は、中立的な外部機関を利用して解決を図る体制をとっています。

●苦情処理措置の概要

当会では、苦情処理措置として、苦情等受付・対応態勢及び内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、ご相談・苦情等の解決を図ります。

まずは、当会の窓口へお申し出ください。

○受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

業務部 048-829-3590 資金証券部 048-829-3522

農業部 048-829-3519

上記のほか下記の窓口でも受け付けます。

ご相談・苦情等受付窓口（総務部）

電話番号：048-829-3504

電子メール：kujou@sin.st-ja.or.jp

JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所内）

電話番号：03-6837-1359

●紛争解決措置の概要

苦情等のお申し出については、当会が対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

埼玉弁護士会 示談あっせん・仲裁センター

上記弁護士会の利用に際しては、JAバンク相談所を通じてのご利用となりますので、右記の当会のご相談・苦情等受付窓口又はJAバンク相談所にお申し出ください。

○受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

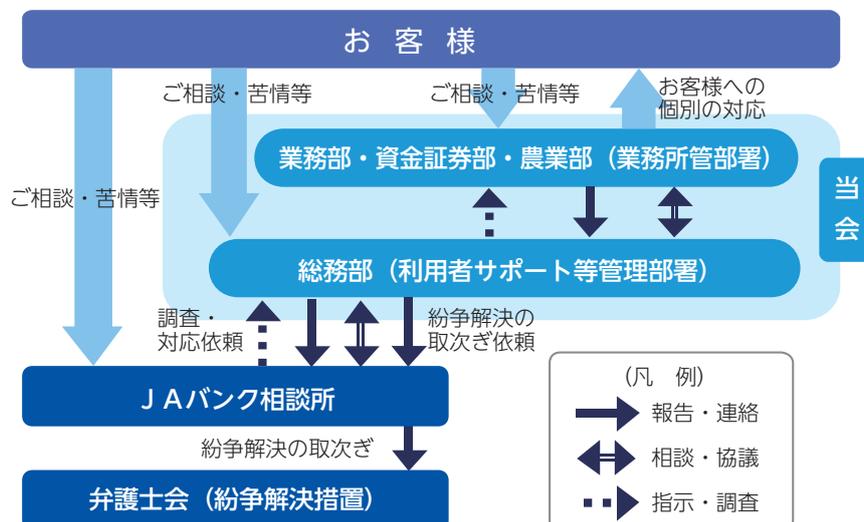
ご相談・苦情等受付窓口（総務部）

電話番号：048-829-3504

JAバンク相談所

（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所内）

電話番号：03-6837-1359



金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

金融商品の勧誘方針

1. お客様の商品利用目的並びに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

利用者の保護

●利用者保護等管理

当会は、お客様の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守し、利用者保護等管理に向け継続的な取り組みを行います。

利用者保護等管理方針

1. 利用者に対する取引又は金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）及び情報提供を適切にかつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏えい及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

●利益相反管理

当会は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインに基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、その概要を次のとおり公表します。

利益相反管理方針

1 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務、又は金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2 利益相反のおそれのある取引の種類

「利益相反のおそれのある取引」の種類は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当会との利益が相反する類型
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引又は当該お客さまとの取引の条件若しくは方法を変更し、又は中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4 利益相反管理体制

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

個人情報管理

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

当会は、お客様の個人情報（特定個人情報を含む）を適正に取り扱うことが事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、個人情報保護法その他の関連法令等の遵守のもと、個人情報保護にかかわる考え方及び個人情報の取り扱いを定めた「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」を策定・公開するとともに、当該方針に基づく個人情報管理体制の整備等により、お客様の個人情報の適切な保護と利用に万全を期しています。

情報セキュリティ基本方針（セキュリティポリシー）

当会は、当会内の情報及びお客様からお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、「情報セキュリティ基本方針」を策定・公開するとともに、当該方針に基づく情報セキュリティ管理体制の整備等により、情報資産の適切な取り扱いと情報セキュリティの維持及び推進に万全を期しています。

※「個人情報保護方針」並びに「情報セキュリティ基本方針」は、当会ホームページに掲載しています。
<https://www.jabank-saitama.or.jp/kenshinren/guideline/>

マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応

当会は、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことを宣言しています。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

（管理態勢等）

当会は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

当会は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

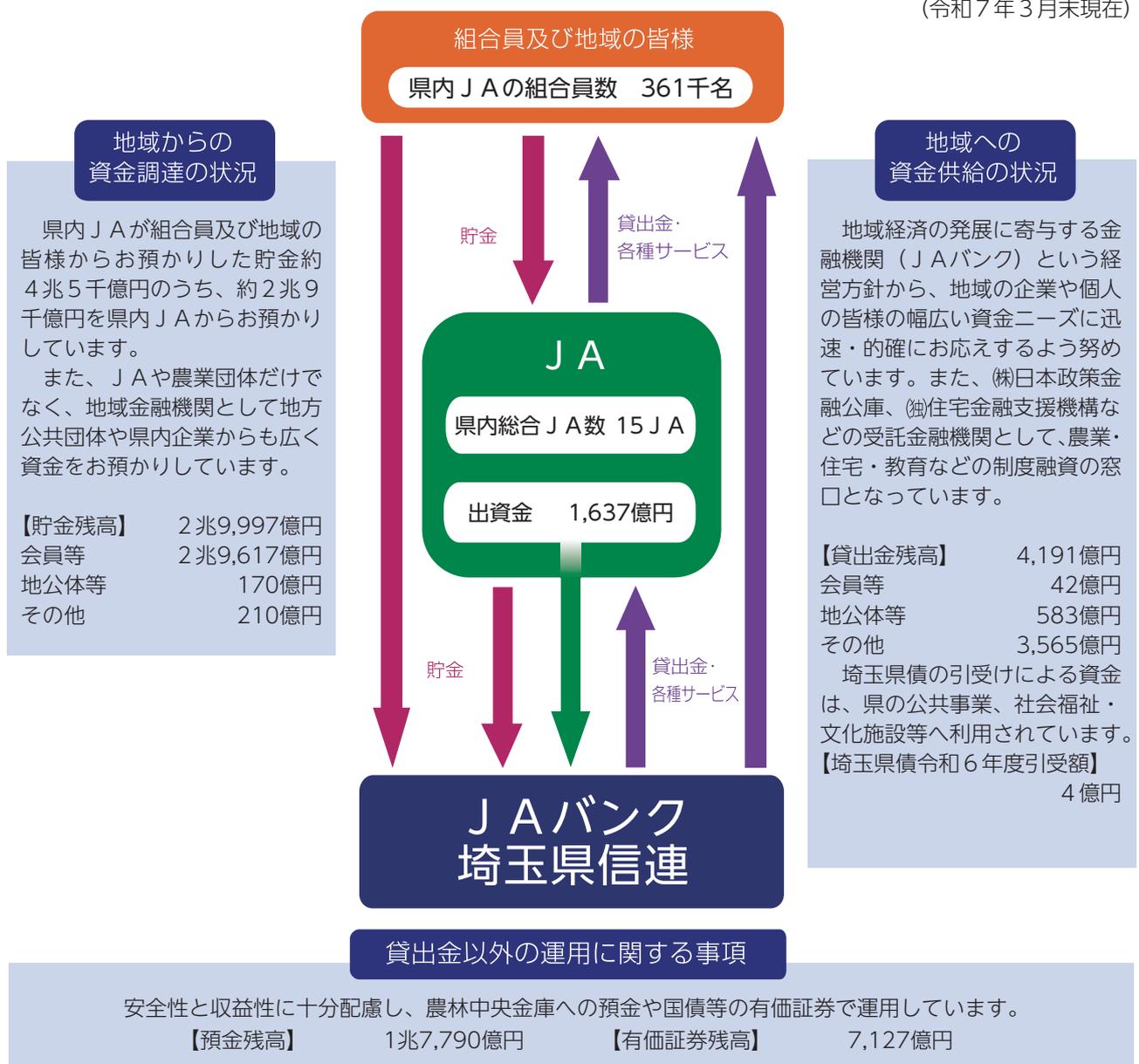
当会は、警察、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

地域金融機関としての取組み

当会は、埼玉県を事業地域として、県内のJA等が会員となってお互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた組合員及び地域の皆様の大切な財産である貯金を源泉としており、これをもとに資金を必要とする皆様や、JA・農業に関連する企業・団体及び、県内の企業や団体、地方公共団体などにもご利用いただくとともに、地域農業の成長支援に向けた対応や、社会課題の解決に資する「ESG投融資」への取組み等を進めています。

地域からの資金調達・地域への資金供給の状況

(令和7年3月末現在)



※令和7年3月末現在におけるESG投融資残高は513億円となっています。

お客さま本位の業務運営の更なる定着

当会では、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を公表するとともに、JA組合員・利用者の皆様の安定的な資産形成に貢献するための具体的な取組みを実践しています。

また、その取組状況及び「お客さま本位の良質な金融商品・サービスを提供する金融事業者をお客さまが選ぶうえで比較することのできる統一的な指標（「比較可能な共通KPI」）を公表しています。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、下記、経営理念並びに経営姿勢に基づき、JA組合員・利用者の皆様の安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

【経営理念】「JAとともに顧客の期待と信頼に応え、地域経済の発展に寄与する金融機関（JAバンク）を目指す。」

【経営姿勢】「当会は効率的な業務運営のもと、JAと一体となって強固な経営基盤並びにJAバンク埼玉を確立する。」

1. お客さまへの最適な商品提供

(1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお、当会は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文及び(注)、原則3(注)、原則6本文及び(注2、3)】

<主な取組み>

○お客さまに提供する金融商品は、商品数を絞り選びやすさを重視しており、長期投資に適していること・運用実績が良好であること・良心的な手数料水準であること等の様々な観点から独自に金融商品を選定し、「JAバンクセレクトファンド」として各種ラインアップを採用しております。

2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。【原則2本文及び(注)、原則5本文及び(注1～5)、原則6本文及び(注1、2、4、5)】

<主な取組み>

○商品のご提案に際しては、お客さまの金融知識・取引経験・取引の目的等を十分にお伺いし、お客さまのニーズやご意向を的確に把握するとともに、JAバンク独自資料「資産運用スタイル診断シート」を活用し、お客さまのリスク許容度を共有したなかで最適な商品をご提案いたします。

(2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供いたします。【原則4、原則5本文及び(注1～5)、原則6本文及び(注1、2、4、5)】

<主な取組み>

○お客さまにご提案させていただく金融商品については、重要な商品情報が記載された「重要情報シート」を用いて、その商品特性やリスクに見合った情報を、ご理解・ご納得いただけるよう丁寧に説明いたします。

○ご購入いただいた金融商品の運用状況について、いつでもお客さまご自身で確認できる「JAバンクアプリ」をご案内いたします。

(3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めてまいります。【原則4、原則5本文及び(注1～5)、原則6本文及び(注1、2、4、5)】

<主な取組み>

○お客さまからいただく手数料や報酬等については、販売用資料や「重要情報シート」を用いて丁寧に分かりやすくご説明するとともに、JAバンク独自資料「セレクトファンドマップ」を活用して、他の商品とも比較いただき、適切にご検討・ご判断いただける情報の提供をいたします。

3. 利益相反の適切な管理

(1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理いたします。【原則3本文及び(注)】

<主な取組み>

○当会では、「利益相反管理方針」に基づき、利益相反のおそれのある取引を特定・類型化し、あらかじめ定めた管理方法（担当部門の分離、取引条件の変更又は中止、お客さまへの開示等）により、お客さまの利益が不当に害されることがないように適切に管理いたします。

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築いたします。【原則2本文及び(注)、原則6(注5)、原則7本文及び(注)】

<主な取組み>

○高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成するため、職員に対してコンプライアンスや利益相反等に関する研修を継続的に実施してまいります。

また、お客さまへの最適な提案を实践するため、各種検定試験の受験等を通じて、より高度な専門性を有する職員の育成に取り組んでまいります。

(※) 上記の原則及び注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）との対応を示しています。

地域密着型金融への取組み

農業者等の経営支援に関する取組方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け「金融円滑化にかかる基本的方針」を定め、お客様の経営支援に取り組んでいます。

また、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当会は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施しています。当会は、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めています。

金融円滑化にかかる基本的方針

- 1 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
- 2 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めてまいります。
- 4 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、次のような体制を整備しております。
 - (1) 理事長以下、専務理事・常務理事・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 常務理事（業務統括本部長）を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。
 - (3) リスク統括部・業務部・農業部を構成部門とする「金融円滑化協議会」にて、金融円滑化の観点から個別案件にかかる対応の適切性等に関し協議します。
 - (4) 業務部長・農業部長を「金融円滑化管理担当者」とし、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。
- 7 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

経営者保証ガイドラインを踏まえた取組方針

当会は、本ガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえ適切に対応するため、以下のとおり取組方針を定めます。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人・個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしているお客さまから資金調達の要請を受けた場合には、当該法人等の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で、検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) お客さまとの間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額の設定については、お客さまの各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) お客さまから既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

※本ガイドラインの詳細については、全国銀行協会又は日本商工会議所のホームページをご参照ください。

農業者等の経営支援に関する体制整備

J Aバンク埼玉では、地域の農業者との関係を一層強化するための体制整備に取り組んでいます。

J Aでは営農・経済担当者がお聞きした情報を本支店の農業融資担当者が把握し、農業融資に関する訪問・資金提案活動を実施しております。なお、県内15 J Aの本店には「担い手金融リーダー」が設置され、支店の活動をサポートしています。

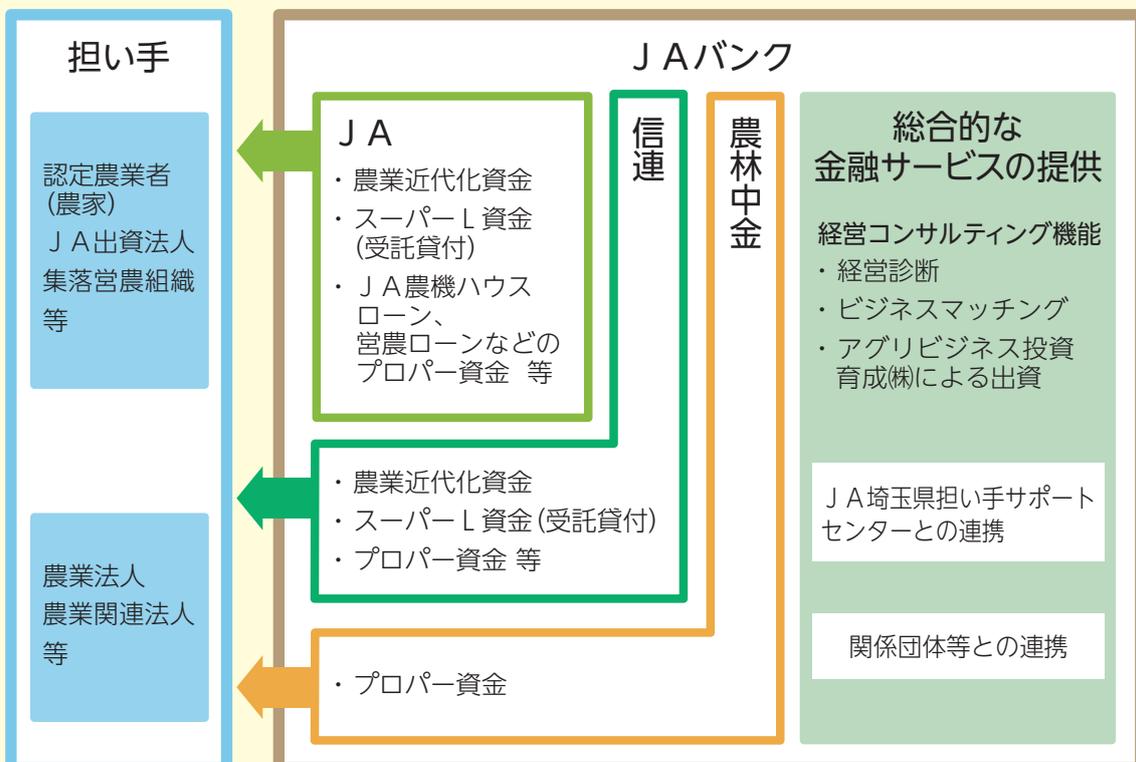
また、農業融資担当者等の専門知識の習得・相談対応力向上を目的に、J Aバンク独自の資格制度である「J Aバンク農業金融プランナー」の資格取得を勧めており、令和7年3月末現在累計909名（うち当会120名）が取得しています。

当会農業部では、J Aのサポート・指導、農業法人等への融資相談を担う「県域農業金融センター機能」の拡充・強化を図るとともに、「J A埼玉県担い手サポートセンター」(※)とも連携して、担い手経営体の多様なニーズへの対応に尽力しています。

※ J A埼玉県担い手サポートセンター

「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」に向けて、J A（担い手支援部署）とともに担い手経営体への個別支援・事業提案等を実践することを目的とした県域（県中央会・各連合会）の共通事務機構です。

担い手金融資金強化に向けた取組み



地域農業成長支援の取組み

● JAバンク利子補給制度

農業者のお借入に係る金利負担の軽減を目的に、対象資金に対して1%を上限として利子補給を行っています。

対象資金 農業近代化資金、JA農機ハウスローン、アグリスーパー資金、担い手応援ローン、アグリマイティー資金（アグリエース資金のみ）、JA交付金等つなぎ資金



● JA農業資金保証料助成制度

県域独自の施策として、農業資金の融資に係る保証料の負担軽減を目的に、対象資金のお借入時に埼玉県農業信用基金協会に支払った保証料全額を助成しました。

対象資金 JA農機ハウスローン、アグリマイティー資金（新型コロナウイルス感染症及びウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等に対する災害緊急資金）



● アグリビジネス投資育成(株)と連携した各種ファンドの活用

農業をビジネスとして確立させようと積極的に活動し、将来の担い手として期待される農業法人の事業力強化のため、金融サービスの1つとしてアグリビジネス投資育成(株)と連携し、「アグリシードファンド」（農業法人への資本供与）等の各種ファンドを提案しています。



ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を踏まえた対応

JAバンク埼玉では、ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業者の経営を支援するため、以下のとおり対応を行っています。

● 融資等に関する災害等相談窓口の設置

農業者の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、迅速かつきめ細やかな対応を行うため、相談窓口を設置しています。

窓口設置場所	お問い合わせ先
JA埼玉県信連 農業部	電話番号 048-829-3519 FAX 048-829-3049 所在地 さいたま市浦和区仲町2丁目16番6号

● 金融支援の実施

ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けるJA組合員（農業者、農業法人等）を支援するため、借入金の負担軽減を目的に、対象資金に対して1%を上限とした利子補給とお借入時に埼玉県農業信用基金協会に支払った保証料全額を助成しています。

経営

業務内容

当会の組織

資料編

グループ情報

索引

サステナブル経営ポリシーに基づく取組み

当会では環境問題をはじめとする社会的課題の解決に向け、自らの事業・活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献する取組指針として「サステナブル経営ポリシー」を制定しています。併せて「SDGs取組宣言」を策定し、社会・地域に根ざす組織としてサステナブル経営基盤の確立に向けた取組みを実践してまいります。

取組みを推進するにあたり、当会では「SDGs支援積立金」を創設し、JAや行政・団体が取り組む気候変動対策や埼玉県農業の振興等の活動に対する支援を行っています。また、従来から実施している各団体への助成活動、更には役職員による募金やボランティア活動等についても継続的に活動を進め、今後も持続可能な社会の実現を目指してまいります。

【SDGs取組宣言】

わたしたちJAバンク埼玉県信連は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に賛同し、その達成に向けて、事業・活動に取り組めます。

今後はさらに、わたしたちの事業や活動が与える多面的な影響にも配慮しながら、地球的視野に立ち、地域社会を構成する一員として、組織・事業・経営の革新をはかり、社会的役割を誠実に果たします。

当会はSDGsに係る取組みを埼玉県と共に推進することを目的として、「埼玉県SDGsパートナー」に登録しています。



埼玉県が県内企業・団体の社会貢献活動を応援する取組みである「SAITAMA社会貢献プロジェクト」に参加しています。



SDGs支援積立金を活用した連携支援

■森林組合との連携協定による支援

当会は「埼玉県中央部森林組合」との連携協定に基づき、環境負荷軽減対策の一環として、優良材質遺伝子保存や新たな苗木生産及び造林DXに向けた総合林業技術の確立に関する組合活動に対し支援を行いました。今後も引き続き、温室効果ガス削減に資する県内の森林保全活動に貢献してまいります。



組合の育苗ハウスにて少花粉のスギ苗を栽培。設備の一部に当会支援金を活用。(神川町)

■埼玉県との連携協定による支援

当会は埼玉県と農業分野における気候変動対策・埼玉農業の振興に関する連携協定を締結しています。農業分野での気候変動対策に関する技術的なイノベーションを始めとした埼玉県の取組み等に呼応し、一体となって埼玉県の農業振興を支援しています。

この連携に基づき、当会は県が取り組む各事業に対し支援金によるサポートを進めています。水稻の高温障害対策として、リモートセンシング技術を活用した適正施肥を推進するための空撮用ドローンの取得や画像処理ソフトの整備費用のほか、農業の担い手育成に向けた農業大学校におけるカリキュラムの充実に係る取組み費用等、農業に関する様々な分野で支援に取り組んでいます。



ドローン撮影画像により広域の水稻育成診断マップを作製。適正施肥の推進を目指す。



農業大学校では自営や就職等、コース別プログラムによる学習を実施。

(ポリシー1) 活力ある県域農業の持続に向けた貢献

経営

業務内容

当会の組織

資料編

グループ情報

索引

●「JAグループさいたま農畜産物商談会」の開催

令和6年10月1日～11月29日に「JAグループさいたま農畜産物オンライン商談会2024」を開催し、県内農業生産者向けに農畜産物の販路・消費拡大に向けた支援を実施しました。



●ビジネスマッチングの取組み

食農バリューチェーンの更なる構築に向け、JAグループのネットワークを生かし農業生産基盤を支える農家や農業法人の販路拡大と、より良い食材等を求める食農関連企業等のマッチングに取り組んでいます。

取組みのひとつとして、麺類等の食品製造・販売をする県内企業と小麦産地である県内JAとのビジネスマッチングを進め、埼玉県産小麦を使用した商品展開をサポートしています。



県産小麦を使用した商品

●販路拡大支援事業

埼玉県内の農業法人等が生産する農産物、並びに開発した6次産業化商品等について、販路拡大に資する広告宣伝費用の一部を助成する「農業法人PR支援事業」を実施しました。



●就農支援事業

新規就農者が購入した農機具・農業施設等購入費用の一部を助成する「新規就農者農機具等購入支援事業」を行っています。



●農業経営者応援サイト「アグリウェブ」の活用

農業経営者が抱える経営課題等の解決を支援することを目的に、農林中央金庫が開設したウェブサイト「アグリウェブ」を通じ、農業経営者への情報提供に取り組んでいます。

また、全国農業協同組合連合会のウェブサイト「アピネス」との連携により、営農技術の情報提供等を行っています。



●生産資材高騰に対する支援

近年の生産資材等の価格高騰により、農林水産業に従事する生産者等は経営的苦境に立たされています。これに対し、当会では国内の農林水産業及び会員の事業基盤の維持・存続を目的として、生産資材等の価格抑制に直接寄与し、生産者側のメリットに直結するJA等の諸施策について、事業費用の一部を助成しました。

●農業担い手に対する支援（明日の農業担い手育成塾）

埼玉県農業の振興に向けた新規就農者の育成に向け、埼玉県が取り組む「明日の農業担い手育成塾」運営拡大事業について、当会のSDGs支援積立金を活用し、主体的運営に取り組むJAに向けて活動費用を支援しています。

(ポリシー2) 豊かな暮らしのある地域社会の維持に向けた貢献

● J Aバンク食農教育応援事業

次代を担う子どもたちが、食・環境と農業への理解を深めるきっかけとなることを願い、教材本を県内小学校に贈呈しました。



● 地域への金融教育機会の提供

金融経済教育に不安を抱える教育現場を支援しつつ、地域に根差したJ Aバンクの将来のファンづくりを見据えた取組みとして、J Aと連携しながら県内農業関連高等学校等に対して金融教育出前授業（「高校生のための金融リテラシー講座」）を行いました。



令和7年3月17日
埼玉県立羽生実業高等学校での授業

● 児童養護施設への協力

地域福祉への貢献の一環として、埼玉県の社会福祉施設の管理・運営を実施している社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団へ、役職員並びに当会からの寄付金を贈呈しました。



令和6年9月25日
埼玉県社会福祉事業団 大木理事長(右)より
感謝状を受領

● 献血への協力

社会貢献の一環として、当会では平成15年より日本赤十字社の献血運動に参加しています。



当会は平成24年度より献血サポーターに参加しており、献血推進キャンペーンを応援しています。

献血サポーター
www.ken-sapo.jp



令和6年10月16日 当会駐車場

● 特殊詐欺被害防止に向けた埼玉県警察本部との協定締結

近年多発する特殊詐欺等の根絶に向け、J Aバンク埼玉と埼玉県警察本部は「特殊詐欺等の被害防止にかかる協定」を締結しました。この協定により、警察が保有する不正利用口座データを活用したモニタリングスキームを構築し、詐欺被害拡大の抑止や未然防止を図ります。



令和6年12月23日
埼玉県警察と協定を締結 菅谷刑事部長(右)

●埼玉県パパ・ママ応援ショップへの協賛

少子化対策として、埼玉県が市町村・企業と連携して子育て家庭を応援する「パパ・ママ応援ショップ」事業に協賛し、子育て支援に取り組んでいます。

当会は、協賛店として対象者に定期貯金や定期積金の金利を上乗せすることで、県内「子育て家庭」の資産形成を応援しています。



●AEDの設置

当会では、施設内にAED（自動体外式除細動器）を5台設置し、心室細動等の緊急事態に備えています。

また、AED講習会を開催し、使用方法、初期救命措置等の知識・技術の取得に努めています。



令和7年3月13日 AED講習会

●フードバンク埼玉への協力

食品の支援を必要とする方々を支える福祉施設等に、無償で食品を提供している特定非営利活動法人フードバンク埼玉へ、防災備品の入替えに伴い備蓄食品を提供しました。



令和6年4月17日
特定非営利活動法人フードバンク埼玉へ
備蓄食品を提供

●各種相談会・セミナーの開催

■JA年金相談会の開催

JAバンク埼玉では、組合員・地域の皆様からの年金相談ニーズに応えるため、社会保険労務士を招いて「JA年金相談会」を年間107回開催し、延べ883名のおお客様にご来場いただくとともに、853件の相談に対応しました。



■組合員向けセミナー、個別相談会の開催

JAバンク埼玉では、組合員・地域の皆様への情報提供の機会として、財産承継、遺言及び資産形成等各種テーマのセミナーを開催しました。

また、相続個別相談会には当会財務コンサルタントを派遣し、お客様一人ひとりのお悩みや想いを伺いながら、現状分析と対策のご提案を通じてご意向実現のサポートを行っています。



令和7年3月9日
JAいるま野相続セミナー（加治支店）

(ポリシー3) 環境問題の解決・気候変動の課題に対する貢献

● 森林保護活動団体への協力

水資源や豊かな農地を次世代に引き継ぐため、県内で森林保護ボランティア活動を実施している特定非営利活動法人埼玉森林サポータークラブへ、役職員並びに当会からの寄付金を贈呈しました。



令和6年9月19日
埼玉森林サポータークラブ霜触会長(左)へ
目録を贈呈

● 「JAバンク埼玉県信連の森づくり」活動への取組み

当会は埼玉県農林公社並びに埼玉県との間で「埼玉県森林づくり協定」を締結し、県内の豊かな森づくりに向けた活動に取り組んでいます。森林整備に係る活動費の一部を助成するとともに、役職員ボランティアによる間伐作業の実施等により、健全で活力のある森林の再生を支援しています。

また、この活動において埼玉県が創設した「埼玉県森林CO₂吸収量認証制度」に基づき、年間4.0tのCO₂吸収に貢献しています。



令和6年10月19日
役職員ボランティアによる間伐作業
(皆野町)

埼玉県森林CO₂吸収量認証書



● 事業活動に関する脱炭素への取組み

当会は、「サステナブル経営ポリシー」に基づき、令和4年度より当会事業活動におけるCO₂排出削減に向けた取組みを進めています。

■ EV車両の導入

当会営業用自動車に電気自動車（EV）を導入し、CO₂を含む排出ガスの削減に取り組んでいます。

■ ペーパーレス化の推進

無駄なコピー削減等業務における恒常的な取組みと合わせ、ペーパーレス会議システムや各種ワークフローシステムの導入等により、ペーパーレス化を推進しています。

■ 再エネ（卒FIT）を活用する電力メニューの導入

当会は事業所にて利用する電力について、地球温暖化効果ガス排出係数ゼロの電気メニュー「彩の国ふるさとでんき」を導入し、環境活動をサポートしています。

彩の国ふるさとでんき
ご活用事業所の証し

埼玉県信用農業協同組合連合会さまは
埼玉県と東京電力が創設した
【ふるさと埼玉産の環境価値】を活用する
地球温暖化効果ガス排出係数0(ゼロ)の
電気メニュー、「彩の国ふるさとでんき」を
ご活用されています。

埼玉県内の再生可能エネルギー発電所から

環境省「持続可能な開発目標」SDGs

7 再生可能エネルギー 9 産業・中小企業 12 持続可能な消費と生産 13 気候変動 17 パートnership

埼玉県 × TEPCO

業務内容

業務のご案内

貯金業務

当会は、県内の会員JAを中心に、地方公共団体・一般法人並びに地域の皆様から貯金をお預かりしており、普通貯金・各種定期貯金・定期積金など、様々な貯金商品を取り扱っています。

JAバンクのキャッシュカードは、三菱UFJ銀行、セブン銀行、イーネットATM、ローソン銀行ATM、ゆうちょ銀行などの全国のATMで、ご入金（三菱UFJ銀行は除く）・お引き出し・残高照会のサービスをご利用いただけます。

当会のATMでは、全国JAのキャッシュカードでのお預け入れ・お引き出し・定期貯金のお預け入れ・お振込、Pay-easy（ペイジー）、通帳記帳などをお取り扱いしております。

また、三菱UFJ銀行、ゆうちょ銀行、MICS提携金融機関のキャッシュカードでは、お引き出し、残高照会、お振込等のお取引でご利用いただけます。

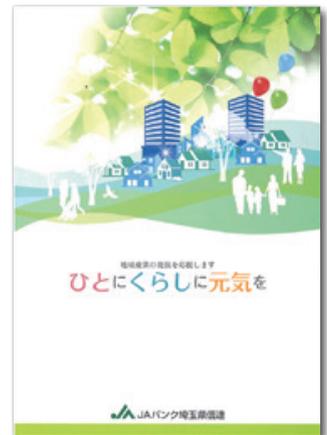
なお、JAバンクでは、独自の支援制度である「破綻未然防止システム」と国の公的な制度である「貯金保険制度」という2つの制度により、皆様の大切な貯金を二重に保護しています。



貸出業務

当会は、豊富な資金量で農業者の皆様の事業に必要な資金への対応をはじめ、農業基盤の整備・発展を目的とした農業融資に積極的に取り組むとともに、農業関連企業並びに埼玉の地域経済を担う一般企業等からの資金ニーズにも幅広く対応し、地域経済の発展に貢献しています。また、農業担い手の皆様に支援するため、新資金の創設や債務保証にも取り組んでいます。

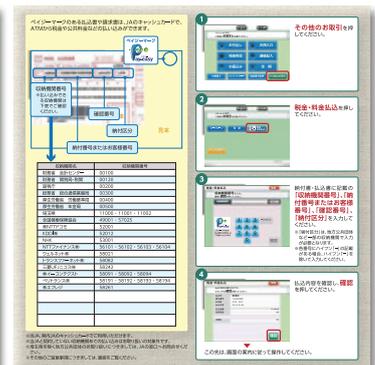
一方、(株)日本政策金融公庫、(独)住宅金融支援機構などの受託金融機関として各種制度資金を取り扱うとともに、皆様のライフスタイルに合わせた各種ローンをご用意しています。



為替・決済業務

当会は、全国のJA及び銀行・ゆうちょ銀行・信用金庫等の金融機関とオンラインシステムで提携し、振込、代金取立等の各種為替業務を行っています。

また、給与振込、年金の受け取り、国税・社会保険料等の歳入金の取り扱い（日本銀行歳入復代理店）、埼玉県自動車税等公金の取り扱い（埼玉県指定代理金融機関）、並びに電話・電気・水道料金等の各種公共料金等の収納事務、ネットサービス、クレジットカード等の決済業務も行っており、地域の皆様へのサービス向上に努めています。



経営

業務内容

当会の組織

資料編

グループ情報

索引

金融推進・相談業務

当会は、JA・農林中金と一体となって取り組む「JAバンクシステム」のもと、組合員・地域の皆様のニーズに応える様々な「サービス」や「金融商品」を企画・提供するとともに、JAを「安心」してご利用いただけるよう健全性の向上に努めています。具体的には、「JAバンク基本方針」に基づくJA指導、商品企画、お客様のニーズに応じたキャンペーンの展開、住宅ローン営業活動とローン相談、JA年金相談会の開催支援、相続・遺言並びに投資信託商品等の資産相談対応、有価証券運用に係る事務指導を行うとともに、JAのコンプライアンス態勢の強化支援等にも取り組んでいます。

また、お客様のJA利用満足度の向上を目指した運動の展開、JA職員を対象とした各種研修会の実施、財産づくりの相談に対応するFP（ファイナンシャルプランナー）の養成等、専門知識を持った人材の育成を行っています。



上段左から

- ・よりぞうポリメッシュランドリーポーチ
- ・よりぞうマチ底ファスナーエコバッグ

下段左から

- ・よりぞう染料プリントハンドタオル
- ・よりぞう内ポケット付くり手エコバッグ

その他の業務

当会は、上記各業務のほか、お客様の資産運用ニーズにお応えるため、投資信託・国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売業務、並びに農中信託銀行の信託代理店として、遺言信託・特定贈与信託等の信託商品の提供等、資産運用のご相談を含め、広範囲な商品・サービスを提供しています。



経営

業務内容

当会の組織

資料編

グループ情報

索引

商品のご案内

【主な貯金】

貯金の種類	特色及び留意事項	預入期間	預入金額
総合口座	・定期貯金と普通貯金、それに自動融資機能を一冊の通帳にセットした貯金です。万一、普通貯金の残高が不足した場合でも、定期貯金の90%（最高200万円）まで自動的にご用立ていたします。（定期貯金は自動継続の定期貯金に限定となります。）	期間の制限なし	1円以上
総合口座（普通貯金無利息型）	・普通貯金無利息型については、貯金保険制度で全額保護され、安心してご利用いただけます。		1円以上
期日指定定期貯金	・自由金利で1年複利の商品、1年経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しも可能です。（満期を指定する場合は、その1カ月前までに通知を必要とします。）	最長3年	1円以上 300万円未満
大口定期貯金	・金利は市場実勢を参考にして自由に決定され、確定利回りで運用できます。	1カ月以上 5年以内	1,000万円以上
スーパー定期貯金			1円以上
変動金利定期貯金	・金利は市場実勢を参考にして自由に決定されますが、6カ月毎にその時点の金利動向により金利が変更されます。	1・2・3年	1円以上
定期積金	・毎月一定額の積立てにより、生活設計に合わせた無理のない資金づくりができます。	6カ月以上 5年以内	1,000円以上
一般財形貯金	・お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによる積立てとなります。	3年以上	1円以上
財形年金貯金	・退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、財形住宅貯金と併せて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
財形住宅貯金	・マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、財形年金貯金と併せて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
当座貯金	・お客さまが振出した小切手及び約束手形について決済するための貯金です。（新規開設は停止）	期間の制限なし	1円以上
普通貯金	・お財布代わりに簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払い口座として、また給与・年金等のお受取口座として最適です。		1円以上
普通貯金無利息型（決済用）	・貯金保険制度で全額保護され、安心してご利用いただけます。		1円以上
成年後見支援貯金（普通貯金）	・成年被後見人さまの財産保護・管理に係る不測のトラブル等を軽減すべく、特定の取引に際して家庭裁判所の指示書が必要とするため、安心してご利用いただけます。		1円以上
成年後見支援貯金無利息型（決済用）			1円以上
貯蓄貯金	・普通貯金と同様に出し入れができ、お預入残高に応じて、適用金利が段階的に高くなります。（金利情勢などにより、各段階の金利が同水準になる場合もございます。）		
通知貯金	・大口資金の短期運用に適しています。お引き出しの場合は、2日前までにお知らせください。	7日以上	5万円以上
譲渡性貯金（NCD）	・満期日前の譲渡が可能です。大口資金の短期運用に適しています。	7日以上 5年以内	1,000万円以上
J A 教育資金座	・教育資金非課税措置の適用を受けるための普通貯金専用口座です。教育資金を受贈した30歳未満の個人の方が対象になります。	貯金者が30歳に達した日等、一定の要件に該当した日まで（口座開設・新規預入は令和8年3月31日まで）	1円以上 1,500万円以下
J A 結婚・子育て資金贈与専用口座	・結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための普通貯金専用口座です。結婚・子育て資金を受贈した18歳以上50歳未満の個人の方が対象になります。	貯金者が50歳に達した日等、一定の要件に該当した日まで（口座開設・新規預入は令和9年3月31日まで）	1円以上 1,000万円以下

【農業関連産業法人向け貸出】

種 類	概 要	対 象 者	商 品 内 容
農 業 関 連 サ ポ ー ト ロ ー ン	県内農業の発展に資することを目的として、農産物の生産、加工、流通、貯蔵、販売等を行う法人の資金ニーズに対応します。	農 業 関 連 産 業 法 人	期 間 15年以内 限 度 額 2億円 担 保 ・ 保 証 原則不要

【農業担い手向け貸出】

種 類	概 要	対 象 者	商 品 内 容
ア グ リ マ イ テ ィ ー 資 金	当会が、JAに統一ローン「新農業振興資金（アグリマイティー資金）」の原資を長期かつ低利で供給し、JAが担い手の資金ニーズに積極的に応えられるよう支援します。	会 員 J A	期 間 10年以内 限 度 額 J A の 融 資 額 と 同 額 担 保 ・ 保 証 無担保・無保証
ア グ リ サ ポ ー ト 証 保	JAの担い手に対する融資について、当会が債務保証を行い、JAによる担い手金融の円滑化を図ります。	農 業 法 人 及 び 農 業 者 (個 人) 。 た だ し 、 会 員 の 組 合 員 に 限 り ま す 。	期 間 10年以内 限 度 額 5,000万円かつ 貸付金額の50% 担 保 ・ 保 証 無担保
ア グ リ ビ ジ ネ ス ン ロ ー ン	JAの対応が困難な農業法人等の担い手に対し当会が融資を行い、系統の担い手金融の拡充・強化を図ります。	農 業 法 人 及 び 農 業 者 (個 人) 。 た だ し 、 個 人 は 会 員 の 組 合 員 に 限 り ま す 。	期 間 15年以内 限 度 額 5,000万円 担 保 ・ 保 証 原則不要

【一 般 の 貸 出】

種 類	ご 利 用 いただける方	お 使 い み ち	融 資 金 額	融 資 期 間 及 び 返 済 方 法	担 保 ・ 保 証
事 業 法 人 出 向 け 貸 出	県内に事務所等を有し、事業を営まれている一般企業	・ 運転資金 ・ 設備資金等	事業に必要な資金の範囲内で、ご相談のうえ決定します。	資金のご利用方法に応じて、ご相談のうえ決定します。	ご融資の条件に応じて、ご相談のうえ決定します。
個 人 向 け 貸 出	県内在住で、住所を有する地区を管轄するJAの組合員	資産等の活用及び個人事業等に要する資金			
そ の 他 向 法 人 出 け 貸 出	地方公共団体、特殊法人等、営利を目的としない法人	公共事業等に要する資金			

【主なローン】

種類	ご利用いただける方	お使いみち	融資金額	融資期間及び返済方法	金利等
住宅ローン	安定した収入があり年齢が満18歳以上満66歳未満かつ完済時に満80歳未満の方	住宅、マンション、宅地のご購入をはじめ、自宅の新築・改築、借換、住宅環境整備などの資金	10万円以上 2億円以内	・50年以内 ・元金均等毎月返済 ・元利均等毎月返済 ・ボーナス返済併用可	・固定金利 ・変動金利 ・固定金利選択型
教育ローン	安定した収入があり年齢が満18歳以上かつ完済時に満80歳未満の方	お子様のご入学・ご進学に係る資金をはじめ、授業料・教科書代などあらゆる教育資金	10万円以上 1,000万円以内	・15年以内 ・元利均等毎月返済 ・ボーナス返済併用可	
マイカーローン	安定した収入があり年齢が満18歳以上満75歳未満かつ完済時に満80歳未満の方	自動車・バイクのご購入をはじめ、自動車等の修理費用、運転免許取得の費用などの資金	10万円以上 1,000万円以内	・15年以内 ・元利均等毎月返済 ・ボーナス返済併用可	・固定金利 ・変動金利
小口ローン	安定した収入があり年齢が満18歳以上満75歳未満かつ完済時に満80歳未満の方	家具、家電製品のご購入、ご結婚、旅行の費用など生活に必要なさまざまな資金	10万円以上 500万円以内	・10年以内 ・元利均等毎月返済 ・ボーナス返済併用可	
カードローン	(ワイドカードローン) 安定した収入があり年齢が満20歳以上満65歳未満の方 (50万円以内の場合は70歳未満の方)	使いみち自由でATMでいざという時に借入できる資金	(ワイドカードローン) 500万円以内	・1年以内(ただし、当会が支障ないと判断した場合は、1年毎の自動更新) ・約定返済型	・変動金利

【主な代理貸出】

金融機関等	資金名
(株)日本政策金融公庫	(農林水産事業) ・農業経営基盤強化資金 ・農業基盤整備資金 ・担い手育成農地集積資金 ・経営体育成強化資金 ・農林漁業セーフティネット資金 ・農業改良資金 ・青年等就農資金 ・振興山村・過疎地域経営改善資金 ・畜産経営環境調和推進資金 ・農林漁業施設資金
(独)住宅金融支援機構	(国民生活事業) ・国の教育ローン ・災害関連融資資金 ・賃貸融資資金 ・まちづくり融資資金 ・リフォーム融資資金 ※現在新規の受付は行っていません。
(独)福祉医療機構	・被保険者住宅資金 ※現在新規の受付は行っていません。
埼玉県	・農業近代化資金

【主なサービス】

項 目	内 容
J A キャッシュサービス	(ご利用いただけるサービス) 当会のキャッシュカードがあれば、全国のJ A・信連・ゆうちょ銀行・セブン銀行等のATMで現金のお預け入れ・お引き出し、残高照会等ができ、銀行等M I C S提携金融機関カードが使用できるATMで現金のお引き出し、残高照会ができます。 (ご利用手数料) J Aバンクのキャッシュカードをお持ちのお客様は、J AバンクのATMによるお預け入れ・お引き出し、残高照会サービスを終日無料でご利用いただけます。 また、三菱UF J銀行のATMによる出金取引、セブン銀行、イーネット、ローソン銀行のATMによる入出金取引も110円～220円でご利用が可能です。(平日や土日祝日、時間帯により異なります。)
J Aバンク埼玉優遇プログラム	当会所定の基準により、当会とお取引のある個人のお客様は、セブン銀行、イーネット、ローソン銀行のATMによる入出金手数料が毎月最大3回無料となる優遇サービスです。(無料回数はお客さまとのお取引に応じて異なります。) なお、サービスの対象口座は「当座一般、普通(一般・総合・営農)」となります。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスを従業員の皆様をご指定される貯金口座に自動的にお振込みいたします。
各種自動受取サービス	国民年金・厚生年金等各種年金、配当金などが、お客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。期日忘れの心配もなく、安心・確実に受け取ることができます。
各種自動支払サービス	電気・水道・電話・NHK受信料等の公共料金のほか、税金・家賃などをお客様の貯金口座から自動的にお支払いいたします。
振 替 サ ー ビ ス	アパート経営や駐車場の賃貸を営む事業主様等からのご依頼により、家賃・駐車料金の集金及び社員への固定的な給与振替等を自動的にご依頼人に代わって管理いたします。
J A カ ー ド (一 体 型)	キャッシュカード機能とクレジットカード(J Aカード)機能が一体となった便利なカードです。このカード1枚でJ Aキャッシュサービスがご利用になれるほか、クレジットカードとして、ショッピングや飲食等の代金のお支払いにご利用いただけます。
J A ネットバンク (個人向け)	インターネットに接続可能なパソコン・スマートフォンで、休日や夜間でも振込・振替や残高照会、入出金明細照会などの各種サービスをご利用いただけます。 また、定期貯金の預入、住宅ローン等の一部繰上返済やPay-easy(ペイジー)による各種料金のお支払いもご利用いただけます。
法人J A ネットバンク (法人向け)	インターネットに接続されているオフィスのパソコンから貯金の残高や入出金明細の照会、振込・振替・税金等の払込のほか、口座振替、総合振込、給与・賞与振込等の複数データを1回の操作でまとめて送信できる、データ伝送サービスもご利用いただけます。
J A バンク アプリ	キャッシュカードをお持ちの個人のお客様を対象に、スマートフォンから貯金の残高や入出金明細の照会、投資信託残高照会、定期貯金の預入明細照会等がご利用いただけます。
J A バンク アプリ プ ラ ス	口座をお持ちの個人のお客様はスマートフォンから振込・振替等J Aネットバンクサービスに加え、住所・電話番号変更等のお手続きが可能です。
ファームバンキング	お客様のパソコンと当会のコンピュータを通信回線で接続することにより、会社に居ながら残高照会や振込・振替を行うことができます。
J A データ伝送サービス (AnserDATAPORT方式)	お客様のパソコンやホストシステムから、総合振込、給与・賞与振込、口座振替などのサービスをご利用いただけます。
でんさいサービス (J Aバンクでんさいサービス)	法人J Aネットバンクを通じて、手形・振込に代わる新たな決済手段である電子記録債権をご利用いただけます。 電子債権記録機関は、全国銀行協会が設立した「(株)全銀電子債権ネットワーク(でんさいネット)」です。
国 債 窓 口 販 売	長期利付国債・中期利付国債を額面5万円(個人向け国債は額面1万円)より販売しています。また、買い取りも実施しています。
投資信託窓口販売	日本国内外の債券、株式、不動産等のファンドを販売しています。 投資信託は、元本の保証はありませんので、商品内容を十分ご理解いただいたうえでご利用ください。
信託契約代理業務	農中信託銀行の信託契約代理店として、特定贈与信託等の取り扱いを行っています。
遺言信託代理業務	農中信託銀行の遺言信託代理店として、次世代への財産承継のご相談に対応するため、遺言信託執行業務・管理業務、遺産整理業務の取り扱いを行っています。

手数料一覧

内国為替の取扱手数料

(令和7年6月末現在)

区 分		同一店内あて	県内JAあて	県外JAあて	他金融機関あて	
振 手 数 込 料	窓 口	電 信 ・ 文 書	3万円未満 220円	330円	330円	605円
		電 信 ・ 文 書	3万円以上 440円	550円	550円	770円
	定 時 自 動 金	電 信 ・ 文 書	3万円未満 無 料	220円	220円	495円
		電 信 ・ 文 書	3万円以上 無 料	440円	440円	660円
	A T M	系 統 キ ャ ッ ド	3万円未満 無 料	110円	110円	165円
		シ ャ ッ ド	3万円以上 無 料	220円	220円	330円
		他 行 キ ャ ッ ド	3万円未満 110円	110円	110円	385円
		シ ャ ッ ド	3万円以上 330円	330円	330円	550円
	インターネットバンキング		3万円未満 無 料	110円	110円	165円
	ファームバンキング		3万円未満 無 料	220円	220円	220円
			3万円以上 無 料	110円	220円	330円
	法 人 J A ネットバンク	一 般 ・ 総 合	3万円未満 無 料	110円	110円	220円
			3万円以上 無 料	220円	220円	330円
給 与 ・ 賞 与		3万円未満 無 料	110円	110円	220円	
		3万円以上 無 料	110円	110円	220円	
J A デ ー タ 伝 送 サ ー ビ ス (AnserDATAPORT方式)	総 合	3万円未満 無 料	110円	110円	220円	
		3万円以上 無 料	220円	220円	330円	
	給 与 ・ 賞 与	3万円未満 無 料	110円	110円	220円	
		3万円以上 無 料	110円	110円	220円	
代 金 取 立 手 数 料	電 子 交 換	1通につき		880円		
	個 別 立 取	1通につき		1,100円		
そ の 他 手 数 料	振 込 の 組 戻 料		1件につき		880円	
	不 渡 手 形 返 却 料		1件につき		1,100円	
	取 立 手 形 組 戻 料		1件につき		1,100円	
	取 立 手 形 店 頭 呈 示 料		1件につき		1,100円	

(注) 上記手数料には消費税・地方消費税が含まれます。各種手数料の詳細については、当会ホームページ及び窓口にてご確認ください。

その他の諸手数料

(令和7年6月末現在)

種 類	項 目	金 額	
貯 金	自己宛小切手発行手数料	1 枚 に つ き 1,100円	
	残高証明書発行手数料	1 通 に つ き 当会所定様式の場合	440円
		1 通 に つ き 当会所定様式以外の場合	2,200円
	相続貯金仮払履歴証明書発行手数料	1 通 に つ き	440円
	取引履歴証明書発行手数料	1 件 に つ き	440円
	再発行手数料	1 件 に つ き	1,100円
	ICキャッシュカード発行・更新手数料	1 枚 に つ き	無 料
	JAカード(一体型)発行・再発行手数料	1 件 に つ き	無 料
	円貨両替・金種指定払戻手数料(窓口扱い)	10枚まで	無 料
		11枚~500枚	550円
		501枚~1,000枚	1,100円
		1,001枚以上(以降500枚ごと)	1,650円(550円加算)
	硬貨入金整理手数料(窓口扱い)	100枚まで	無 料
101枚~500枚		550円	
501枚~1,000枚		1,100円	
1,001枚以上(以降500枚ごと)		1,650円(550円加算)	
貸 付	残高証明書発行手数料	1 通 に つ き 当会所定様式の場合	440円
		1 通 に つ き 当会所定様式以外の場合	2,200円
	取引履歴証明書発行手数料	1 件 に つ き	440円
	融資証明書発行手数料	1 通 に つ き	1,100円
	新 規 実 行 条 件 変 更 (金 利 条 件 を 含 む)	新 規 実 行	11,000円
		条 件 変 更 (金 利 条 件 を 含 む)	1,100円
		全 額 繰 上 償 還 実 行 後 3 年 未 満	3,300円
		全 額 繰 上 償 還 実 行 後 3 年 ~ 7 年 未 満	2,200円
	住 宅 ロ ー ン	全 額 繰 上 償 還 実 行 後 7 年 以 上	1,100円
		一 部 繰 上 償 還 窓 口 J A ネットバンク	3,300円
そ の 他 ロ ー ン	新 規 実 行	1,100円	
ネットバンク等	JA ネットバンク(個人向け)	基 本 利 用 料 (月 額)	無 料
	法人JA ネットバンク(法人向け)	照 会 ・ 振 込 サ ー ビ ス (月 額)	1,100円
	JA データ伝送サービス(AnserDATAPORT方式)	デ ー タ 伝 送 サ ー ビ ス (月 額)	2,200円
	ファームバンキング・ホームバンキング	基 本 利 用 料 (月 額)	36,300円
		照 会 手 数 料 (月 額)	1,100円
でんさいサービス	資 金 移 動 手 数 料 (月 額)	1,100円	
	JAバンクでんさいサービス	でんさい基本利用料(月額)	無 料
	特 定 記 録 機 関 変 更 記 録 手 数 料	特 定 記 録 機 関 変 更 記 録 手 数 料	3,850円
		発 生 記 録 手 数 料 (予 約 含 む)	同 一 店 内 あ て ・ J A あ て 330円 他 金 融 機 関 あ て 550円
	譲 渡 記 録 手 数 料 (予 約 含 む)	譲 渡 記 録 手 数 料 (予 約 含 む)	同 一 店 内 あ て ・ J A あ て 220円 他 金 融 機 関 あ て 440円
		分 割 譲 渡 記 録 手 数 料 (予 約 含 む)	同 一 店 内 あ て ・ J A あ て 330円 他 金 融 機 関 あ て 550円
	そ の 他 記 録 手 数 料	決 済 事 務 手 数 料 ・ 通 常 開 示 請 求 手 数 料	330円
	そ の 他	未 利 用 口 座 管 理 手 数 料	年 額
成 年 後 見 支 援 貯 金 口 座 開 設 手 数 料		1 件 に つ き	11,000円
媒 体 持 込 手 数 料		1 依 頼 媒 体 ごと	11,000円

(注) 上記手数料には消費税・地方消費税が含まれます。各種手数料の詳細については、当会ホームページ及び窓口にてご確認ください。

当会の組織

沿革・歩み

1914	大正 3年	12月	産業組合法に基づく「有限責任埼玉県信用組合联合会」設立
1948	昭和23年	8月	農業協同組合法に基づき「埼玉県信用農業協同組合連合会」設立（貯金量7億2千万円）
1954	昭和29年	4月	農林漁業金融公庫の受託業務開始
1962	昭和37年	11月	東京手形交換所代理交換に加盟
1963	昭和38年	4月	住宅金融公庫の受託業務開始
1964	昭和39年	4月	農業改良資金に係る埼玉県指定代理金融機関の指定を受ける
1966	昭和41年	7月	内国為替業務開始
1968	昭和43年	11月	貯金量1千億円達成
1972	昭和47年	10月	埼玉県収納代理金融機関に指定され、県公金の収納取扱開始
1976	昭和51年	11月	オンラインシステム稼働
1978	昭和53年	1月	貯金量5千億円達成
1979	昭和54年	1月	国民金融公庫受託業務開始
		2月	全国銀行内国為替制度加盟
1980	昭和55年	10月	県内農協貯金ネットサービス開始
1982	昭和57年	5月	為替オンラインシステム稼働
1983	昭和58年	3月	県下全農協の信用事業オンライン化完成
		6月	貯金量1兆円達成
1984	昭和59年	3月	全国農協貯金ネットサービス開始
		8月	農協全銀内為替制度加盟
		12月	貸出金オンラインシステム稼働
1986	昭和61年	12月	国債窓販業務の取扱開始
1987	昭和62年	12月	貯金量1兆5千億円達成
1990	平成 2年	7月	都銀・地銀とのキャッシュサービス開始
1991	平成 3年	2月	第2地銀、信金、信組、労金とのキャッシュサービス開始
		4月	サンデーバンキング開始
		6月	日銀歳入金窓口受け入れ開始
1992	平成 4年	4月	愛称を「JA埼玉県信連」としてスタート
1994	平成 6年	3月	貯金量2兆円達成
		9月	国債等自己窓販業務の取扱開始
1998	平成10年	10月	愛称「JAバンク」の導入
1999	平成11年	10月	投資信託窓販業務の取扱開始
2000	平成12年	5月	郵便局とのキャッシュサービス開始
		9月	農中信託銀行信託代理店業務開始
2002	平成14年	1月	JAバンクシステム導入
		5月	JASTEMシステムへの移行
		6月	経営管理委員会制度の導入
		9月	インターネットバンキング（JAネットバンク）取扱開始
2004	平成16年	4月	ファームバンキング取扱開始
2005	平成17年	3月	「決済用貯金」取扱開始
		4月	貯金量2兆5千億円達成
		11月	セブン銀行とのATM提携開始
2007	平成19年	5月	郵便貯金・セブン銀行ATMでの入金取引開始
2012	平成24年	10月	県内JAの窓口事務の統一を開始
2013	平成25年	11月	コンビニATM2社（イーネット・ローソン）とのATM提携開始
2014	平成26年	10月	法人向けインターネットバンキング（法人JAネットバンク）取扱開始
			サイバー犯罪に対する共同対処に関する協定の締結
2015	平成27年	5月	JAバンクでんさいサービス取扱開始
		12月	貯金量3兆円達成
2016	平成28年	12月	JASTEM-ATMへの移行
2022	令和 4年	2月	「JA埼玉県信連SDGs取組宣言」策定
		3月	JAバンク埼玉優遇プログラム開始
2024	令和 6年	12月	特殊詐欺等の被害防止にかかる協定の締結

当会の組織

会 員 数

(単位：会員)

資 格 別	令和6年3月末	令和7年3月末
正 会 員	21	21
准 会 員	32	32
合 計	53	53

役 員

(令和7年6月末現在)

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
経営管理委員会会長	坂 本 富 雄	代表理事理事長	黒 澤 潔
経 営 管 理 委 員	清 水 節 男	代 表 理 事 専 務	島 寄 進
経 営 管 理 委 員	亀 田 康 好	常 務 理 事	石 原 勉
経 営 管 理 委 員	大 澤 利 宏	常 務 理 事	森 田 純 司
経 営 管 理 委 員	滝 沢 祥 雄	代 表 監 事	原 浩
経 営 管 理 委 員	五十嵐 雅 樹	監 事	高 橋 均
経 営 管 理 委 員	吉 田 公 一	監 事	加 藤 榮 壽
経 営 管 理 委 員	大 塚 宏	常 勤 監 事	蓮 見 仁
経 営 管 理 委 員	菊 池 義 雄	員 外 監 事	和 田 正 夫
経 営 管 理 委 員	遠 藤 美 行		

職 員 数

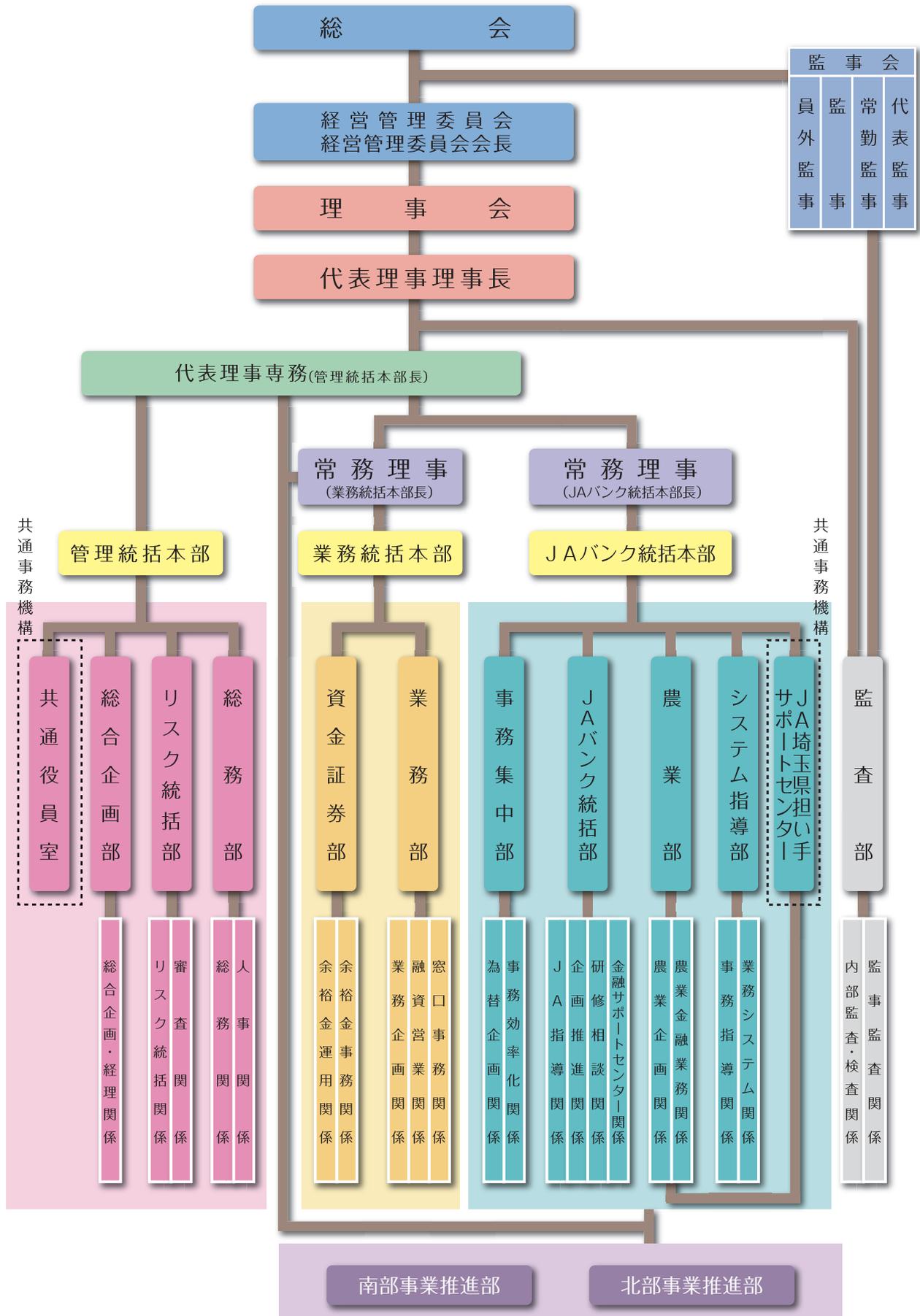
(単位：人)

区 分	令和6年3月末	令和7年3月末
男 子 職 員	113	113
女 子 職 員	52	51
合 計	165	164

(注) 嘱託職員を含んでいます。

機 構

(令和7年6月末現在)



経 営

業 務 内 容

当 会 の 組 織

資 料 編

グ ル ー プ 情 報

索 引

特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

店舗等一覧

■ 営業店舗

(令和7年6月末現在)

名 称	所 在 地	代表電話番号	F A X 番号
本 店	〒330-9001 さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号	048(829)3504	048(829)3588

■ 推進拠点

(令和7年6月末現在)

名 称	所 在 地	代表電話番号	F A X 番号
南部事業推進部	〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2丁目16番6号	048(829)3010	048(829)3013
北部事業推進部	〒360-0031 熊谷市末広1丁目62番地	048(524)9711	048(525)4543

A T M設置台数・取扱時間・利用手数料

■ ATMの設置台数

(令和7年3月末現在)

区 分	店 舗 内	店 舗 外	計
J A	204台	107台	311台
信 連	2台	0台	2台

■ ATMの取扱時間

(令和7年6月末現在)

取 扱 日	開始時間	終了時間	備 考
平 日 土 曜 日 日 曜 日 祝 日	8:00	21:00	○ATMにより取扱日・取扱時間が異なる場合があります。

■ ATMの利用手数料

(令和7年6月末現在)

ご利用時間帯	当社のキャッシュカード		県内JAのキャッシュカード		県外JAのキャッシュカード		他金融機関のキャッシュカード	
	お引出し	お預入れ	お引出し	お預入れ	お引出し	お預入れ	お引出し	お預入れ
平 日	無 料		無 料		無 料		220円	お取り扱いきません
							110円	
							220円	
土曜日	無 料		無 料		無 料		220円	
							110円	
							220円	
日曜日・祝日	終 日						220円	

(注1) 12月31日、1月1日、1月2日及び1月3日は、日曜日・祝日扱いとなります。

(注2) 他金融機関のキャッシュカードには、JFマリンバンク・M I C S 提携金融機関及びゆうちょ銀行のキャッシュカードが含まれます。

なお、JFマリンバンクのキャッシュカードでは終日お引出しが無料でご利用いただけます。

また、三菱UFJ銀行のキャッシュカードでのお引出しは、平日8時45分～18時までは無料、平日時間外及び土曜・日曜日等の休日は110円でご利用いただけます。

(注3) 上記手数料には消費税・地方消費税が含まれています。

資料編

資料編－1

財務諸表 40

貸借対照表	40
損益計算書	41
キャッシュ・フロー計算書	42
経費の内訳	43
剰余金処分計算書	43
注記表	44
財務諸表の適正性等にかかる確認	51
会計監査人の監査	51

貯金 52

科目別貯金平均残高	52
定期貯金残高	52

貸出金 53

科目別貸出金平均残高	53
貸出金の金利条件別内訳残高	53
貸出金の担保別内訳残高	53
債務保証の担保別内訳残高	53
貸出金の使途別内訳残高	54
貸付率・貯証率	54
貸出金の業種別残高	54
主要な農業関係の貸出金残高	55
受託貸付金の残高	55
農業協同組合法及び金融再生法に基づく開示債権	56
貸倒引当金等の期末残高及び期中の増減額	57
貸出金償却の額	57

有価証券 58

種類別有価証券平均残高	58
商品有価証券種類別平均残高	58
有価証券残存期間別残高	58
有価証券の時価情報等	59

為替業務・その他業務 60

内国為替の取扱実績	60
国債等の窓口販売実績	60
公共債の引受額	60

主要な経営指標等 61

最近5年間の主要な経営指標	61
受取・支払利息の増減額	62
利益率	62
利益総括表	62
事業純益	63
資金運用収支の内訳	63
一職員あたりの貯金・貸出金残高	63
役員等の報酬体系	64

資料編－2

自己資本の状況 65

自己資本比率の状況	65
経営の健全性の確保と自己資本の充実	65
自己資本の構成	66
自己資本の充実度に関する事項	68

信用リスクに関する事項 72

リスク管理の方針及び手続の概要	72
標準的手法に関する事項	72
信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高	73
貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	74
信用リスク・アセット残高内訳表	75
ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額	76

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高	77
資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表	77

信用リスク削減手法に関する事項 78

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	78
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	79

派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項 81

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	81
派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳	81
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ	82
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ	82

証券化エクスポージャーに関する事項 83

リスク管理の方針及びリスク特性の概要	83
体制の整備及びその運用状況の概要	83
信用リスク・アセットの額算出方法の名称	83
証券化取引に関する会計方針	83
証券化エクスポージャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称	83
内部評価方式の概要	83
当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項	84
当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項	84

CVAリスクに関する事項 86

マーケット・リスクに関する事項 86

リスク管理の方針及び手続等の概要	86
------------------	----

オペレーショナル・リスクに関する事項 86

リスク管理の方針及び手続の概要	86
B1の算出方法	87
ILMの算出方法	87
オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たってB1の算出から除外した事業部門の有無	87
オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たってILMの算出から除外した特殊損失の有無	87

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 87

出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	87
出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価	88
出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益	88
貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額	88
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	88

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 89

信用リスク・アセット算出に係るリスク・ウェイトのみなし計算について	89
-----------------------------------	----

金利リスクに関する事項 90

リスク管理の方針及び手続の概要	90
金利リスクの算定手法の概要	90
ΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項	91
金利リスクに関する事項	91

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和5年度 (2024年3月31日)	令和6年度 (2025年3月31日)	科 目	令和5年度 (2024年3月31日)	令和6年度 (2025年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	7,939	6,641	貯当座貯金	3,117,050	2,999,795
預け金	1,928,100	1,779,044	普通貯金	12,460	15,138
系統預け金	1,926,433	1,777,470	貯蓄貯金	6,551	6,532
系統外預け金	1,667	1,574	通知貯金	0	0
金銭の信託	198,477	194,900	別段貯金	4,400	7,050
有価証券	718,289	712,761	定期貯金	5,361	5,909
国債	234,199	232,725	定期積金	3,088,265	2,965,154
地方債	17,027	15,345	借入金	11	10
政府保証債	10,013	7,721	代理業務勘定	0	0
社債	75,899	73,541	その他の負債	8	0
外国証券	71,770	69,744	貸付留保金	2,092	2,993
株受益証券	23,085	22,575	未払法人税等	18	-
貸出金	286,292	291,107	貯金利子諸税その他	295	371
手形貸付	395,592	419,153	従業員預り金	21	15
証書貸付	248	204	仮受金	243	249
当座貸越	248,605	266,647	りーす債務	2	49
金融機関貸付	3,305	3,763	その他の負債	19	24
その他の資産	143,432	148,537	未払費用	0	0
従業員貸付金	5,141	5,050	前受収益	1,466	2,276
差入保証金	61	56	未決済為替借	1	2
仮払金	0	0	諸引当金	23	4
その他の資産	20	84	相互援助積立金	8,091	8,136
未収還付法人税等	1,087	953	賞与引当金	6,468	6,606
未収収益	1,509	1,082	退職給付引当金	87	82
前払費用	2,447	2,858	役員退職慰労引当金	1,518	1,422
未決済為替貸	7	6	繰延税金負債	16	25
有形固定資産	7	7	債務保証	14,577	12,218
建物	5,864	5,738	負債の部合計	1,119	1,142
土地	1,894	1,782	(純資産の部)	3,142,940	3,024,287
りーす資産	3,797	3,797	出資金	165,627	165,627
その他の有形固定資産	19	25	(うち後配出資金)	(109,037)	(109,037)
無形固定資産	153	133	利益剰余金	70,812	72,921
ソフトウェア	103	100	利益準備金	20,130	21,130
その他の無形固定資産	96	94	その他利益剰余金	50,682	51,791
外部出資	6	6	新JABビル建設目的積立金	4,400	4,400
系統出資	162,161	173,386	施設整備積立金	600	800
系統外出資	159,082	170,307	SDGs支援積立金	459	437
子会社等出資	3,001	3,001	特別積立金	27,200	27,700
債務保証見返	78	78	当期末処分剰余金	18,023	18,454
貸倒引当金	1,119	1,142	(うち当期剰余金)	(4,863)	(4,728)
	△2,335	△1,383	会員資本合計	236,440	238,549
			その他の有価証券評価差額金	41,072	33,700
			評価・換算差額等合計	41,072	33,700
			純資産の部合計	277,512	272,249
資産の部合計	3,420,453	3,296,536	負債及び純資産の部合計	3,420,453	3,296,536

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	令和6年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
経常収益	26,615	36,342
資金運用収益	18,306	23,781
貸出金利	2,731	1,788
預け金利息	39	1,016
有価証券利息配当	6,349	10,337
その他の受取利息	9,185	10,638
(うち受取奨励金)	9,019	10,637
(うち受取特別配当金)	164	-
役員取引等収益	128	112
受入為替手数料	45	52
その他の受入手数料	83	59
その他の事業収益	2,349	8
受取助成金	19	0
国債等債権売却益	162	-
その他の事業収益	2,168	8
その他の経常収益	5,831	12,439
償却債権取立益	0	-
貸倒引当金戻入益	-	951
株式等売却益	214	489
金銭の信託運用益	5,511	10,889
その他の経常収益	105	109
経常費用	20,698	30,568
資金調達費用	15,882	16,680
貯借金利息	117	978
借入金利息	0	0
その他の支払利息	15,765	15,701
(うち支払奨励金)	15,763	15,700
役員取引等費用	331	285
支払為替手数料	8	8
その他の支払手数料	322	277
その他の役員取引等費用	0	0
その他の事業費用	964	10,324
支払助成金	0	0
国債等債権売却損	877	10,324
国債等債権償却	87	-
経費	3,178	3,096
人物案件	1,468	1,418
税	1,544	1,534
その他経常費用	166	142
貸倒引当金繰入額	342	181
相互援助積立金繰入額	179	-
金銭の信託運用損	138	137
その他の経常費用	22	41
その他経常費用	2	3
経常利益	5,916	5,774
特別損失	1	0
固定資産処分	1	0
税引前当期利益	5,915	5,774
法人税、住民税及び事業税	826	1,038
法人税等調整額	225	7
法人税等合計	1,051	1,045
当期剰余金	4,863	4,728
当期首繰越剰余金	13,123	13,703
SDGs支援積立金取崩額	36	21
当期末処分剰余金	18,023	18,454

経営

業務内容

当会の組織

資料編 1

グループ情報

索引

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	令和6年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益 (又は税引前当期損失)	5,915	5,774
減価償却費	186	220
貸倒引当金の増加額 (△は減少)	179	△ 951
退職給付引当金の増加額 (△は減少)	△ 363	△ 96
その他の引当金・積立金の増加額(△は減少)	115	141
資金運用収益	△ 18,306	△ 23,781
資金調達費用	15,882	16,680
有価証券関係損益 (△は益)	293	9,223
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△ 5,489	△ 10,848
固定資産処分損益 (△は益)	1	0
貸出金の純増 (△) 減	△ 2,970	△ 23,542
預け金の純増 (△) 減	68,000	133,003
貯金の純増減 (△)	△ 59,195	△ 117,254
借入金の純増減 (△)	△ 55,817	△ 0
貸付留保金の純増減 (△)	18	△ 18
事業分量配当金の支払額	△ 1,002	△ 1,007
その他	△ 278	735
資金運用による収入	23,701	36,118
資金調達による支出	△ 15,899	△ 15,871
小 計	△ 45,029	8,525
法人税等の支払額	△ 981	△ 963
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 46,010	7,562
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 87,355	△ 102,707
有価証券の売却による収入	98,704	53,413
有価証券の償還による収入	34,033	41,227
金銭の信託の増加による支出	△ 6,402	△ 2,383
金銭の信託の減少による収入	—	△ 1,532
固定資産の取得による支出	△ 442	△ 92
外部出資の増加による支出	—	△ 11,225
投資活動によるキャッシュ・フロー	38,538	△ 23,300
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 1,612	△ 1,612
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,612	△ 1,612
4 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	△ 9,084	△ 17,350
5 現金及び現金同等物の期首残高	98,919	89,835
6 現金及び現金同等物の期末残高	89,835	72,485

経費の内訳

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
人 員 費	1,468	1,418
役 員 報 酬	73	75
給 料 手 当	1,046	989
うち賞与引当金繰入額	87	82
福 利 厚 生 費	238	233
退 職 給 付 費 用	95	111
役 員 退 職 慰 労 金	7	—
役員退職慰労引当金繰入額	7	8
物 件 費	1,544	1,534
事 業 推 進 費	198	194
債 権 管 理 費	0	1
旅 費 交 通 費	5	6
業 務 費	476	457
負 担 金	262	256
施 設 費	586	603
雑 費	14	14
税 金	166	142
経 費 合 計	3,178	3,096

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1 当 期 未 処 分 剰 余 金	18,023	18,454
2 剰 余 金 処 分 額	4,319	4,714
(1) 利 益 準 備 金	1,000	1,000
(2) 任 意 積 立 金	700	1,100
新 J A ビル建設目的積立金	—	—
施 設 整 備 積 立 金	200	200
S D G s 支 援 積 立 金	—	—
特 別 積 立 金	500	900
(3) 出 資 配 当 金	1,612	1,612
普通出資に対する配当金	848	848
後配出資に対する配当金	763	763
(4) 事業の利用分量に対する配当金	1,007	1,002
3 次 期 繰 越 剰 余 金	13,703	13,739

(注1) 令和5年度の普通出資に対する配当率は年1.5%、後配出資に対する配当率は年0.7%です。

令和6年度の普通出資に対する配当率は年1.5%、後配出資に対する配当率は年0.7%です。

(注2) 事業の利用分量に対する配当金の基準は、次のとおりです。

令和5年度 定期貯金 $\left(\begin{array}{l} \text{定期貯金担保貸出金相当額及び中途} \\ \text{解約定期貯金を除くネット貯金} \end{array} \right)$ 年間平均残高に対し年0.0330%令和6年度 定期貯金 $\left(\begin{array}{l} \text{定期貯金担保貸出金相当額及び中途} \\ \text{解約定期貯金を除くネット貯金} \end{array} \right)$ 年間平均残高に対し年0.0335%

(注3) 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は以下のとおりです。

(単位：百万円)

名 称	積立目的	積立目標額	取崩基準
新 J A ビル建設目的積立金	新 J A ビル建設に要する資金準備目的として設定する。	4,400	新 J A ビル建設に係る費用について、必要に応じ当該費用に見合う額を取り崩す。
施設整備積立金	大里分館の経年劣化に伴う建替えに備えて積み立てる。	1,300	施設取得時等に経営管理委員会の決議に基づき、左記積立目的に照らして必要額を取り崩す。
SDGs支援積立金	環境保全並びに持続可能な地域社会への貢献等を目的とした資金支出に備えて積み立てる。	500	資金支出時等に経営管理委員会の決議に基づき、左記積立目的に照らして必要額を取り崩す。

注記表

区 分	令和5年度 (自2023年4月1日～至2024年3月31日)	令和6年度 (自2024年4月1日～至2025年3月31日)								
1. 重要な会計方針に関する事項	<p>(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。</p> <p>(2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。</p> <p>① 売買目的有価証券……時価法 (売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>② 満期保有目的の債券……定額法による償却原価法 (売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>③ 関連法人等株式……原価法 (売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>④ その他有価証券……時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。</p> <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。</p> <p>(3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。</p> <p>(4) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>建 物</td> <td>17年～ 50年</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>3年～ 15年</td> </tr> </table> <p>(5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。</p> <p>(6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、0としております。</p> <p>(7) 引当金の計上方法</p> <p>① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権はありません。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権のうち債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。</p> <p>上記以外の債権については、主として「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成9年4月15日 最終改訂 令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当し、これらの債権については、一定の種類ごとに分類し、予想損失率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、所管部署が一次査定、審査部署が二次査定を実施し、リスク管理統括部署が査定結果を検証しています。</p>	建 物	17年～ 50年	そ の 他	3年～ 15年	<p>(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。</p> <p>(2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。</p> <p>① 売買目的有価証券……時価法 (売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>② 満期保有目的の債券……定額法による償却原価法 (売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>③ 関連法人等株式……原価法 (売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>④ その他有価証券……時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。</p> <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。</p> <p>(3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。</p> <p>(4) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>建 物</td> <td>17年～ 50年</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>3年～ 15年</td> </tr> </table> <p>(5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。</p> <p>(6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、0としております。</p> <p>(7) 引当金の計上方法</p> <p>① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)に相当する債権については主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。</p> <p>破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。</p> <p>破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、所管部署が一次査定、審査部署が二次査定を実施し、リスク管理統括部署が査定結果を検証しています。</p>	建 物	17年～ 50年	そ の 他	3年～ 15年
建 物	17年～ 50年									
そ の 他	3年～ 15年									
建 物	17年～ 50年									
そ の 他	3年～ 15年									

経営

業務内容

当会の組織

資料編 1

グループ情報

索引

区 分	令和5年度 (自2023年4月1日～至2024年3月31日)	令和6年度 (自2024年4月1日～至2025年3月31日)																																																				
	<p>② 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。</p> <p>③ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任慰労金の支給に備えるため、「役員退任慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。</p> <p>⑤ 相互援助積立金 相互援助積立金は、JAバンクの信用向上に資するため、資金の貸付けその他の援助を行うことを目的として、農業協同組合法施行規則第191条第3項の規定に基づき、JAバンク基本方針で定められた「相互援助預金預託基準」に準拠した所要額を計上しております。</p> <p>(8) 消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。</p>	<p>② 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。</p> <p>③ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任慰労金の支給に備えるため、「役員退任慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。</p> <p>⑤ 相互援助積立金 相互援助積立金は、JAバンクの信用向上に資するため、資金の貸付けその他の援助を行うことを目的として、農業協同組合法施行規則第191条第3項の規定に基づき、JAバンク基本方針で定められた「相互援助預金預託基準」に準拠した所要額を計上しております。</p> <p>(8) 消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。</p>																																																				
2. 会計上の見積りに関する事項	<p>会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>① 当年度に係る計算書類に計上した額 貸倒引当金 2,335百万円</p> <p>② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>a 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」[(7)引当金の計上方法]「①貸倒引当金」に記載しております。</p> <p>b 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。</p> <p>c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>① 当年度に係る計算書類に計上した額 貸倒引当金 1,383百万円</p> <p>② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>a 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」[(7)引当金の計上方法]「①貸倒引当金」に記載しております。</p> <p>b 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。</p> <p>c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p>																																																				
3. 貸借対照表に関する事項	<p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は4,596百万円です。</p> <p>(2) 有形固定資産の圧縮記帳額は18百万円です。</p> <p>(3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>1年以内</td> <td>1年超</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>オペレーティング・リース</td> <td>49百万円</td> <td>143百万円</td> <td>193百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 担保に供している資産は次のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>担保に供している資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>系統外定期預け金</td> <td>1,200百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、系統定期預け金85,000百万円、有価証券2,989百万円を差し入れています。</p> <p>(5) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計10,017百万円含まれております。</p> <p>(6) 子会社等に対する金銭債務の総額は600百万円です。</p> <p>(7) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権額</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>危険債権額</td> <td>1,597百万円</td> </tr> <tr> <td>三月以上延滞債権額</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>1,597百万円</td> </tr> </table> <p>破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。</p>		1年以内	1年超	合計	オペレーティング・リース	49百万円	143百万円	193百万円	担保に供している資産		系統外定期預け金	1,200百万円	担保資産に対応する債務		借入金	0百万円	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	-百万円	危険債権額	1,597百万円	三月以上延滞債権額	-百万円	貸出条件緩和債権	-百万円	合計額	1,597百万円	<p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は4,754百万円です。</p> <p>(2) 有形固定資産の圧縮記帳額は18百万円です。</p> <p>(3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>1年以内</td> <td>1年超</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>オペレーティング・リース</td> <td>45百万円</td> <td>106百万円</td> <td>151百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 担保に供している資産は次のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>担保に供している資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>系統外定期預け金</td> <td>1,200百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、系統定期預け金80,000百万円、有価証券2,990百万円を差し入れています。</p> <p>(5) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計10,015百万円含まれております。</p> <p>(6) 子会社等に対する金銭債務の総額は758百万円です。</p> <p>(7) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権額</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>危険債権額</td> <td>667百万円</td> </tr> <tr> <td>三月以上延滞債権額</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>669百万円</td> </tr> </table> <p>破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。</p>		1年以内	1年超	合計	オペレーティング・リース	45百万円	106百万円	151百万円	担保に供している資産		系統外定期預け金	1,200百万円	担保資産に対応する債務		借入金	0百万円	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1百万円	危険債権額	667百万円	三月以上延滞債権額	-百万円	貸出条件緩和債権	-百万円	合計額	669百万円
	1年以内	1年超	合計																																																			
オペレーティング・リース	49百万円	143百万円	193百万円																																																			
担保に供している資産																																																						
系統外定期預け金	1,200百万円																																																					
担保資産に対応する債務																																																						
借入金	0百万円																																																					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	-百万円																																																					
危険債権額	1,597百万円																																																					
三月以上延滞債権額	-百万円																																																					
貸出条件緩和債権	-百万円																																																					
合計額	1,597百万円																																																					
	1年以内	1年超	合計																																																			
オペレーティング・リース	45百万円	106百万円	151百万円																																																			
担保に供している資産																																																						
系統外定期預け金	1,200百万円																																																					
担保資産に対応する債務																																																						
借入金	0百万円																																																					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1百万円																																																					
危険債権額	667百万円																																																					
三月以上延滞債権額	-百万円																																																					
貸出条件緩和債権	-百万円																																																					
合計額	669百万円																																																					

区分	令和5年度 (自2023年4月1日～至2024年3月31日)	令和6年度 (自2024年4月1日～至2025年3月31日)																
	<p>危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。</p> <p>三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>(8) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、28,644百万円です。</p> <p>(9) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金57,382百万円が含まれています。</p>	<p>危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。</p> <p>三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>(8) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、28,624百万円です。</p> <p>(9) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金56,997百万円が含まれています。</p>																
4. 損益計算書に関する事項	<table border="0"> <tr> <td>(1) 子会社等との取引による収益総額</td> <td>64百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>64百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 子会社等との取引による費用総額</td> <td>168百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>168百万円</td> </tr> </table>	(1) 子会社等との取引による収益総額	64百万円	うち事業取引高	64百万円	(2) 子会社等との取引による費用総額	168百万円	うち事業取引高	168百万円	<table border="0"> <tr> <td>(1) 子会社等との取引による収益総額</td> <td>70百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>70百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 子会社等との取引による費用総額</td> <td>158百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>158百万円</td> </tr> </table>	(1) 子会社等との取引による収益総額	70百万円	うち事業取引高	70百万円	(2) 子会社等との取引による費用総額	158百万円	うち事業取引高	158百万円
(1) 子会社等との取引による収益総額	64百万円																	
うち事業取引高	64百万円																	
(2) 子会社等との取引による費用総額	168百万円																	
うち事業取引高	168百万円																	
(1) 子会社等との取引による収益総額	70百万円																	
うち事業取引高	70百万円																	
(2) 子会社等との取引による費用総額	158百万円																	
うち事業取引高	158百万円																	
5. 金融商品に関する事項	<p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針</p> <p>当会は、埼玉県を事業区域として、地元ＪＡ等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。</p> <p>ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。</p> <p>当会では、これを原資として、資金を必要とする農業に関連する企業・団体及びＪＡ、県内企業や地方公共団体などに貸付を行っています。</p> <p>また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。</p> <p>② 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当会が保有する金融資産は、主として県内企業に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。</p> <p>当年度末における貸出金のうち、16.58％は物品賃貸業に対するものであり、当該物品賃貸業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。</p> <p>金銭の信託は特定金銭外信託及び指定金銭外信託により運用しており、その構成資産は、外貨建ての外国証券（米国国債、豪州国債）、投資信託等であり、その他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されています。</p> <p>また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、その他目的で保有しています。</p> <p>これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。</p> <p>借入金は、農林中央金庫から借り入れた日銀成長基盤強化支援資金等です。</p> <p>③ 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>a 信用リスクの管理</p> <p>当会は、「リスクマネジメントの基本方針」及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しています。</p> <p>これらの与信管理は、業務部、農業部及びリスク統括部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会に報告を行い管理しています。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしています。</p> <p>有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行い理事会等に報告しています。</p>	<p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針</p> <p>当会は、埼玉県を事業区域として、地元ＪＡ等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。</p> <p>ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。</p> <p>当会では、これを原資として、資金を必要とする農業に関連する企業・団体及びＪＡ、県内企業や地方公共団体などに貸付を行っています。</p> <p>また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。</p> <p>② 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当会が保有する金融資産は、主として県内企業に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。</p> <p>当年度末における貸出金のうち、16.07％は物品賃貸業に対するものであり、当該物品賃貸業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。</p> <p>金銭の信託は特定金銭外信託及び指定金銭外信託により運用しており、その構成資産は、外貨建ての外国証券（米国国債、豪州国債）、投資信託等であり、その他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されています。</p> <p>また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、その他目的で保有しています。</p> <p>これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。</p> <p>③ 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>a 信用リスクの管理</p> <p>当会は、「リスクマネジメントの基本方針」及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しています。</p> <p>これらの与信管理は、業務部、農業部及びリスク統括部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会に報告を行い管理しています。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしています。</p> <p>有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行い理事会等に報告しています。</p>																

区分	令和5年度 (自2023年4月1日～至2024年3月31日)	令和6年度 (自2024年4月1日～至2025年3月31日)																																																																																																																
	<p>b 市場リスクの管理</p> <p>(a) 金利リスクの管理 当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。 具体的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しています。</p> <p>(b) 為替リスクの管理 為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに管理を行っています。</p> <p>(c) 価格変動リスクの管理 有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会が協議した月次の運用方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。 運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。 総務部で管理している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。 これらの情報は、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。</p> <p>(d) 市場リスクに係る定量的情報 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。 当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。 当会のVaRは分散共分散法（保有期間240日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和6年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で86,874百万円です。 なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。</p> <p>c 資金調達に係る流動性リスクの管理 当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時 価</th> <th>差 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預け金</td> <td>1,928,100</td> <td>1,927,126</td> <td>△973</td> </tr> <tr> <td>金銭の信託</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他の金銭の信託</td> <td>198,477</td> <td>198,477</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 満期保有目的の債券</td> <td>257,918</td> <td>253,266</td> <td>△4,652</td> </tr> <tr> <td> その他有価証券</td> <td>460,370</td> <td>460,370</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>395,592</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 貸倒引当金</td> <td>2,335</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 貸倒引当金控除後</td> <td>393,257</td> <td>392,864</td> <td>△393</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>3,238,124</td> <td>3,232,104</td> <td>△6,019</td> </tr> <tr> <td>貯金</td> <td>3,117,050</td> <td>3,115,630</td> <td>△1,419</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td>3,117,051</td> <td>3,115,631</td> <td>△1,419</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。</p>		貸借対照表計上額	時 価	差 額	預け金	1,928,100	1,927,126	△973	金銭の信託				その他の金銭の信託	198,477	198,477	-	有価証券				満期保有目的の債券	257,918	253,266	△4,652	その他有価証券	460,370	460,370	-	貸出金	395,592			貸倒引当金	2,335			貸倒引当金控除後	393,257	392,864	△393	資産計	3,238,124	3,232,104	△6,019	貯金	3,117,050	3,115,630	△1,419	借入金	0	0	0	負債計	3,117,051	3,115,631	△1,419	<p>b 市場リスクの管理</p> <p>(a) 金利リスクの管理 当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。 具体的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しています。</p> <p>(b) 為替リスクの管理 為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに管理を行っています。</p> <p>(c) 価格変動リスクの管理 有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会が協議した月次の運用方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。 運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。 総務部で管理している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。 これらの情報は、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。</p> <p>(d) 市場リスクに係る定量的情報 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。 当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。 当会のVaRは分散共分散法（保有期間240日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和7年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で67,846百万円です。 なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。</p> <p>c 資金調達に係る流動性リスクの管理 当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時 価</th> <th>差 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預け金</td> <td>1,779,044</td> <td>1,775,644</td> <td>△3,400</td> </tr> <tr> <td>金銭の信託</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他の金銭の信託</td> <td>194,900</td> <td>194,900</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 満期保有目的の債券</td> <td>261,205</td> <td>245,309</td> <td>△15,895</td> </tr> <tr> <td> その他有価証券</td> <td>451,555</td> <td>451,555</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>419,153</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 貸倒引当金</td> <td>1,383</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 貸倒引当金控除後</td> <td>417,769</td> <td>413,717</td> <td>△4,052</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>3,104,476</td> <td>3,081,128</td> <td>△23,348</td> </tr> <tr> <td>貯金</td> <td>2,999,795</td> <td>2,994,209</td> <td>△5,586</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td>2,999,796</td> <td>2,994,210</td> <td>△5,586</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。</p>		貸借対照表計上額	時 価	差 額	預け金	1,779,044	1,775,644	△3,400	金銭の信託				その他の金銭の信託	194,900	194,900	-	有価証券				満期保有目的の債券	261,205	245,309	△15,895	その他有価証券	451,555	451,555	-	貸出金	419,153			貸倒引当金	1,383			貸倒引当金控除後	417,769	413,717	△4,052	資産計	3,104,476	3,081,128	△23,348	貯金	2,999,795	2,994,209	△5,586	借入金	0	0	0	負債計	2,999,796	2,994,210	△5,586
	貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																																																																															
預け金	1,928,100	1,927,126	△973																																																																																																															
金銭の信託																																																																																																																		
その他の金銭の信託	198,477	198,477	-																																																																																																															
有価証券																																																																																																																		
満期保有目的の債券	257,918	253,266	△4,652																																																																																																															
その他有価証券	460,370	460,370	-																																																																																																															
貸出金	395,592																																																																																																																	
貸倒引当金	2,335																																																																																																																	
貸倒引当金控除後	393,257	392,864	△393																																																																																																															
資産計	3,238,124	3,232,104	△6,019																																																																																																															
貯金	3,117,050	3,115,630	△1,419																																																																																																															
借入金	0	0	0																																																																																																															
負債計	3,117,051	3,115,631	△1,419																																																																																																															
	貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																																																																															
預け金	1,779,044	1,775,644	△3,400																																																																																																															
金銭の信託																																																																																																																		
その他の金銭の信託	194,900	194,900	-																																																																																																															
有価証券																																																																																																																		
満期保有目的の債券	261,205	245,309	△15,895																																																																																																															
その他有価証券	451,555	451,555	-																																																																																																															
貸出金	419,153																																																																																																																	
貸倒引当金	1,383																																																																																																																	
貸倒引当金控除後	417,769	413,717	△4,052																																																																																																															
資産計	3,104,476	3,081,128	△23,348																																																																																																															
貯金	2,999,795	2,994,209	△5,586																																																																																																															
借入金	0	0	0																																																																																																															
負債計	2,999,796	2,994,210	△5,586																																																																																																															

区 分	令和5年度 (自2023年4月1日～至2024年3月31日)	令和6年度 (自2024年4月1日～至2025年3月31日)																																																																																																														
	<p>② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明</p> <p>【資産】</p> <p>a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>b 金銭の信託 信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記c及びdと同様の方法により評価しています。</p> <p>c 有価証券 有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。</p> <p>d 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。</p> <p>【負債】</p> <p>a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>b 借入金 借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。</p> <p>③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。</p> <p style="text-align: right;">貸借対照表計上額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">非上場株式</td> <td style="text-align: right;">117百万円</td> </tr> <tr> <td>組合出資金等</td> <td style="text-align: right;">158,421百万円</td> </tr> <tr> <td>その他外部出資</td> <td style="text-align: right;">3,622百万円</td> </tr> </table> <p>④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額</p> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預 け 金</td> <td>1,928,100</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>有 価 証 券</td> <td>23,226</td> <td>21,726</td> <td>40,285</td> <td>58,516</td> <td>24,557</td> <td>498,146</td> </tr> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td>12,726</td> <td>21,226</td> <td>15,326</td> <td>11,926</td> <td>14,626</td> <td>184,882</td> </tr> <tr> <td>その他の有価証券のうち満期があるもの</td> <td>10,500</td> <td>500</td> <td>24,959</td> <td>46,590</td> <td>9,930</td> <td>313,263</td> </tr> <tr> <td>貸 出 金</td> <td>48,920</td> <td>61,899</td> <td>53,826</td> <td>42,369</td> <td>49,499</td> <td>139,077</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,000,246</td> <td>83,625</td> <td>94,112</td> <td>100,886</td> <td>74,056</td> <td>637,224</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 2,065百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金57,382百万円については「5年超」に含めております。</p> <p>2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。</p>	非上場株式	117百万円	組合出資金等	158,421百万円	その他外部出資	3,622百万円		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預 け 金	1,928,100	-	-	-	-	-	有 価 証 券	23,226	21,726	40,285	58,516	24,557	498,146	満期保有目的の債券	12,726	21,226	15,326	11,926	14,626	184,882	その他の有価証券のうち満期があるもの	10,500	500	24,959	46,590	9,930	313,263	貸 出 金	48,920	61,899	53,826	42,369	49,499	139,077	合 計	2,000,246	83,625	94,112	100,886	74,056	637,224	<p>② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明</p> <p>【資産】</p> <p>a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>b 金銭の信託 信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記c及びdと同様の方法により評価しています。</p> <p>c 有価証券 有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。</p> <p>d 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。</p> <p>【負債】</p> <p>a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>b 借入金 借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。</p> <p>③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。</p> <p style="text-align: right;">貸借対照表計上額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">非上場株式</td> <td style="text-align: right;">117百万円</td> </tr> <tr> <td>組合出資金等</td> <td style="text-align: right;">169,646百万円</td> </tr> <tr> <td>その他外部出資</td> <td style="text-align: right;">3,622百万円</td> </tr> </table> <p>④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額</p> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預 け 金</td> <td>1,779,044</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>有 価 証 券</td> <td>18,726</td> <td>40,434</td> <td>59,978</td> <td>24,779</td> <td>93,603</td> <td>431,775</td> </tr> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td>18,226</td> <td>15,326</td> <td>12,926</td> <td>14,626</td> <td>27,126</td> <td>177,456</td> </tr> <tr> <td>その他の有価証券のうち満期があるもの</td> <td>500</td> <td>25,108</td> <td>47,052</td> <td>10,153</td> <td>66,477</td> <td>254,318</td> </tr> <tr> <td>貸 出 金</td> <td>70,664</td> <td>57,635</td> <td>52,829</td> <td>54,429</td> <td>31,052</td> <td>152,539</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,868,436</td> <td>98,070</td> <td>112,808</td> <td>79,208</td> <td>124,656</td> <td>584,314</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 2,073百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金26,997百万円については「5年超」に含めております。</p> <p>2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。</p>	非上場株式	117百万円	組合出資金等	169,646百万円	その他外部出資	3,622百万円		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預 け 金	1,779,044	-	-	-	-	-	有 価 証 券	18,726	40,434	59,978	24,779	93,603	431,775	満期保有目的の債券	18,226	15,326	12,926	14,626	27,126	177,456	その他の有価証券のうち満期があるもの	500	25,108	47,052	10,153	66,477	254,318	貸 出 金	70,664	57,635	52,829	54,429	31,052	152,539	合 計	1,868,436	98,070	112,808	79,208	124,656	584,314
非上場株式	117百万円																																																																																																															
組合出資金等	158,421百万円																																																																																																															
その他外部出資	3,622百万円																																																																																																															
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																																																										
預 け 金	1,928,100	-	-	-	-	-																																																																																																										
有 価 証 券	23,226	21,726	40,285	58,516	24,557	498,146																																																																																																										
満期保有目的の債券	12,726	21,226	15,326	11,926	14,626	184,882																																																																																																										
その他の有価証券のうち満期があるもの	10,500	500	24,959	46,590	9,930	313,263																																																																																																										
貸 出 金	48,920	61,899	53,826	42,369	49,499	139,077																																																																																																										
合 計	2,000,246	83,625	94,112	100,886	74,056	637,224																																																																																																										
非上場株式	117百万円																																																																																																															
組合出資金等	169,646百万円																																																																																																															
その他外部出資	3,622百万円																																																																																																															
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																																																										
預 け 金	1,779,044	-	-	-	-	-																																																																																																										
有 価 証 券	18,726	40,434	59,978	24,779	93,603	431,775																																																																																																										
満期保有目的の債券	18,226	15,326	12,926	14,626	27,126	177,456																																																																																																										
その他の有価証券のうち満期があるもの	500	25,108	47,052	10,153	66,477	254,318																																																																																																										
貸 出 金	70,664	57,635	52,829	54,429	31,052	152,539																																																																																																										
合 計	1,868,436	98,070	112,808	79,208	124,656	584,314																																																																																																										

区 分	令和5年度 (自2023年4月1日～至2024年3月31日)	令和6年度 (自2024年4月1日～至2025年3月31日)																																																																																																																																																																																																																																																																								
	<p>⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯 金</td> <td>3,116,716</td> <td>161</td> <td>150</td> <td>20</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>借 用 金</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3,116,717</td> <td>161</td> <td>150</td> <td>20</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。 2. 借入金のうち、当座借越0百万円については「1年以内」に含めています。</p>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	貯 金	3,116,716	161	150	20	1	-	借 用 金	0	-	-	-	-	-	合 計	3,116,717	161	150	20	1	-	<p>⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯 金</td> <td>2,999,490</td> <td>135</td> <td>161</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>借 用 金</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,999,491</td> <td>135</td> <td>161</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。 2. 借入金のうち、当座借越0百万円については「1年以内」に含めています。</p>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	貯 金	2,999,490	135	161	1	5	-	借 用 金	0	-	-	-	-	-	合 計	2,999,491	135	161	1	5	-																																																																																																																																																																																																																
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																																																																																																																																																																																																																				
貯 金	3,116,716	161	150	20	1	-																																																																																																																																																																																																																																																																				
借 用 金	0	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																				
合 計	3,116,717	161	150	20	1	-																																																																																																																																																																																																																																																																				
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																																																																																																																																																																																																																				
貯 金	2,999,490	135	161	1	5	-																																																																																																																																																																																																																																																																				
借 用 金	0	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																				
合 計	2,999,491	135	161	1	5	-																																																																																																																																																																																																																																																																				
6. 有価証券に関する事項	<p>(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。</p> <p>① 満期保有目的の債券 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種 類</th> <th>貸借対照表 計 上 額</th> <th>時 価</th> <th>差 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">時価が貸借対照表計上額を超えるもの</td> <td>国 債</td> <td>44,419</td> <td>45,649</td> <td>1,230</td> </tr> <tr> <td>地 方 債</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>社 債</td> <td>18,200</td> <td>18,274</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>外国証券</td> <td>18,000</td> <td>18,082</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>81,119</td> <td>82,507</td> <td>1,387</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">時価が貸借対照表計上額を超えないもの</td> <td>国 債</td> <td>56,792</td> <td>53,891</td> <td>△ 2,900</td> </tr> <tr> <td>地 方 債</td> <td>9,516</td> <td>8,830</td> <td>△ 685</td> </tr> <tr> <td>社 債</td> <td>57,699</td> <td>56,380</td> <td>△ 1,318</td> </tr> <tr> <td>外国証券</td> <td>52,791</td> <td>51,655</td> <td>△ 1,135</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>176,799</td> <td>170,758</td> <td>△ 6,040</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>257,918</td> <td>253,266</td> <td>△ 4,652</td> </tr> </tbody> </table> <p>② その他有価証券 その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種 類</th> <th>貸借対照表 計 上 額</th> <th>取得原価</th> <th>差 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</td> <td>株 式</td> <td>22,985</td> <td>8,429</td> <td>14,555</td> </tr> <tr> <td>債 券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国 債</td> <td>11,648</td> <td>11,569</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>地 方 債</td> <td>1,203</td> <td>1,200</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>政府保証債</td> <td>10,013</td> <td>10,000</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>230,176</td> <td>186,835</td> <td>43,341</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>276,027</td> <td>218,035</td> <td>57,992</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</td> <td>株 式</td> <td>99</td> <td>102</td> <td>△ 3</td> </tr> <tr> <td>債 券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国 債</td> <td>121,340</td> <td>133,248</td> <td>△ 11,908</td> </tr> <tr> <td>地 方 債</td> <td>5,807</td> <td>6,000</td> <td>△ 192</td> </tr> <tr> <td>外国証券</td> <td>979</td> <td>1,000</td> <td>△ 20</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>56,115</td> <td>64,000</td> <td>△ 7,884</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>184,342</td> <td>204,351</td> <td>△ 20,008</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>460,370</td> <td>422,387</td> <td>37,983</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記評価差額合計から繰延税金負債10,369百万円を差し引いた金額27,613百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。</p> <p>(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>売 却 額</th> <th>売 却 益</th> <th>売 却 損</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株 式</td> <td>233百万円</td> <td>214百万円</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>債 券</td> <td>98,283</td> <td>162</td> <td>877</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>98,517</td> <td>376</td> <td>877</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	44,419	45,649	1,230	地 方 債	500	500	0	社 債	18,200	18,274	74	外国証券	18,000	18,082	82	小 計	81,119	82,507	1,387	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	56,792	53,891	△ 2,900	地 方 債	9,516	8,830	△ 685	社 債	57,699	56,380	△ 1,318	外国証券	52,791	51,655	△ 1,135	小 計	176,799	170,758	△ 6,040	合 計	257,918	253,266	△ 4,652		種 類	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	22,985	8,429	14,555	債 券				国 債	11,648	11,569	78	地 方 債	1,203	1,200	3	政府保証債	10,013	10,000	13	そ の 他	230,176	186,835	43,341	小 計	276,027	218,035	57,992	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	99	102	△ 3	債 券				国 債	121,340	133,248	△ 11,908	地 方 債	5,807	6,000	△ 192	外国証券	979	1,000	△ 20	そ の 他	56,115	64,000	△ 7,884	小 計	184,342	204,351	△ 20,008	合 計	460,370	422,387	37,983		売 却 額	売 却 益	売 却 損	株 式	233百万円	214百万円	-百万円	債 券	98,283	162	877	合 計	98,517	376	877	<p>(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。</p> <p>① 満期保有目的の債券 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種 類</th> <th>貸借対照表 計 上 額</th> <th>時 価</th> <th>差 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">時価が貸借対照表計上額を超えるもの</td> <td>社 債</td> <td>4,900</td> <td>4,901</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>外国証券</td> <td>7,000</td> <td>7,007</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>11,900</td> <td>11,908</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">時価が貸借対照表計上額を超えないもの</td> <td>国 債</td> <td>113,522</td> <td>103,293</td> <td>△ 10,229</td> </tr> <tr> <td>地 方 債</td> <td>10,789</td> <td>9,321</td> <td>△ 1,468</td> </tr> <tr> <td>社 債</td> <td>64,199</td> <td>61,534</td> <td>△ 2,664</td> </tr> <tr> <td>外国証券</td> <td>60,793</td> <td>59,252</td> <td>△ 1,541</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>249,305</td> <td>233,401</td> <td>△ 15,904</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>261,205</td> <td>245,309</td> <td>△ 15,895</td> </tr> </tbody> </table> <p>② その他有価証券 その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種 類</th> <th>貸借対照表 計 上 額</th> <th>取得原価</th> <th>差 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</td> <td>株 式</td> <td>22,430</td> <td>8,386</td> <td>14,044</td> </tr> <tr> <td>債 券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地 方 債</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>223,320</td> <td>182,568</td> <td>40,752</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>245,851</td> <td>191,054</td> <td>54,797</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</td> <td>株 式</td> <td>144</td> <td>146</td> <td>△ 2</td> </tr> <tr> <td>債 券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国 債</td> <td>119,203</td> <td>132,356</td> <td>△ 13,153</td> </tr> <tr> <td>地 方 債</td> <td>4,456</td> <td>4,800</td> <td>△ 343</td> </tr> <tr> <td>政府保証債</td> <td>7,721</td> <td>8,000</td> <td>△ 279</td> </tr> <tr> <td>社 債</td> <td>4,441</td> <td>4,500</td> <td>△ 58</td> </tr> <tr> <td>外国証券</td> <td>1,950</td> <td>2,000</td> <td>△ 49</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>67,786</td> <td>75,085</td> <td>△ 7,298</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>205,703</td> <td>226,888</td> <td>△ 21,184</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>451,555</td> <td>417,943</td> <td>33,612</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記評価差額合計から繰延税金負債9,392百万円を差し引いた金額24,219百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。</p> <p>(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>売 却 額</th> <th>売 却 益</th> <th>売 却 損</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株 式</td> <td>-百万円</td> <td>-百万円</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>債 券</td> <td>52,567</td> <td>-</td> <td>10,324</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>845</td> <td>489</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>53,413</td> <td>489</td> <td>10,324</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社 債	4,900	4,901	1	外国証券	7,000	7,007	7	小 計	11,900	11,908	8	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	113,522	103,293	△ 10,229	地 方 債	10,789	9,321	△ 1,468	社 債	64,199	61,534	△ 2,664	外国証券	60,793	59,252	△ 1,541	小 計	249,305	233,401	△ 15,904	合 計	261,205	245,309	△ 15,895		種 類	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	22,430	8,386	14,044	債 券				地 方 債	100	100	0	そ の 他	223,320	182,568	40,752	小 計	245,851	191,054	54,797	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	144	146	△ 2	債 券				国 債	119,203	132,356	△ 13,153	地 方 債	4,456	4,800	△ 343	政府保証債	7,721	8,000	△ 279	社 債	4,441	4,500	△ 58	外国証券	1,950	2,000	△ 49	そ の 他	67,786	75,085	△ 7,298	小 計	205,703	226,888	△ 21,184	合 計	451,555	417,943	33,612		売 却 額	売 却 益	売 却 損	株 式	-百万円	-百万円	-百万円	債 券	52,567	-	10,324	その他	845	489	-	合 計	53,413	489	10,324
	種 類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額																																																																																																																																																																																																																																																																						
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	44,419	45,649	1,230																																																																																																																																																																																																																																																																						
	地 方 債	500	500	0																																																																																																																																																																																																																																																																						
	社 債	18,200	18,274	74																																																																																																																																																																																																																																																																						
	外国証券	18,000	18,082	82																																																																																																																																																																																																																																																																						
	小 計	81,119	82,507	1,387																																																																																																																																																																																																																																																																						
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	56,792	53,891	△ 2,900																																																																																																																																																																																																																																																																						
	地 方 債	9,516	8,830	△ 685																																																																																																																																																																																																																																																																						
	社 債	57,699	56,380	△ 1,318																																																																																																																																																																																																																																																																						
	外国証券	52,791	51,655	△ 1,135																																																																																																																																																																																																																																																																						
	小 計	176,799	170,758	△ 6,040																																																																																																																																																																																																																																																																						
合 計	257,918	253,266	△ 4,652																																																																																																																																																																																																																																																																							
	種 類	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額																																																																																																																																																																																																																																																																						
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	22,985	8,429	14,555																																																																																																																																																																																																																																																																						
	債 券																																																																																																																																																																																																																																																																									
	国 債	11,648	11,569	78																																																																																																																																																																																																																																																																						
	地 方 債	1,203	1,200	3																																																																																																																																																																																																																																																																						
	政府保証債	10,013	10,000	13																																																																																																																																																																																																																																																																						
そ の 他	230,176	186,835	43,341																																																																																																																																																																																																																																																																							
小 計	276,027	218,035	57,992																																																																																																																																																																																																																																																																							
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	99	102	△ 3																																																																																																																																																																																																																																																																						
	債 券																																																																																																																																																																																																																																																																									
	国 債	121,340	133,248	△ 11,908																																																																																																																																																																																																																																																																						
	地 方 債	5,807	6,000	△ 192																																																																																																																																																																																																																																																																						
	外国証券	979	1,000	△ 20																																																																																																																																																																																																																																																																						
そ の 他	56,115	64,000	△ 7,884																																																																																																																																																																																																																																																																							
小 計	184,342	204,351	△ 20,008																																																																																																																																																																																																																																																																							
合 計	460,370	422,387	37,983																																																																																																																																																																																																																																																																							
	売 却 額	売 却 益	売 却 損																																																																																																																																																																																																																																																																							
株 式	233百万円	214百万円	-百万円																																																																																																																																																																																																																																																																							
債 券	98,283	162	877																																																																																																																																																																																																																																																																							
合 計	98,517	376	877																																																																																																																																																																																																																																																																							
	種 類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額																																																																																																																																																																																																																																																																						
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社 債	4,900	4,901	1																																																																																																																																																																																																																																																																						
	外国証券	7,000	7,007	7																																																																																																																																																																																																																																																																						
	小 計	11,900	11,908	8																																																																																																																																																																																																																																																																						
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	113,522	103,293	△ 10,229																																																																																																																																																																																																																																																																						
	地 方 債	10,789	9,321	△ 1,468																																																																																																																																																																																																																																																																						
	社 債	64,199	61,534	△ 2,664																																																																																																																																																																																																																																																																						
	外国証券	60,793	59,252	△ 1,541																																																																																																																																																																																																																																																																						
小 計	249,305	233,401	△ 15,904																																																																																																																																																																																																																																																																							
合 計	261,205	245,309	△ 15,895																																																																																																																																																																																																																																																																							
	種 類	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額																																																																																																																																																																																																																																																																						
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	22,430	8,386	14,044																																																																																																																																																																																																																																																																						
	債 券																																																																																																																																																																																																																																																																									
	地 方 債	100	100	0																																																																																																																																																																																																																																																																						
	そ の 他	223,320	182,568	40,752																																																																																																																																																																																																																																																																						
小 計	245,851	191,054	54,797																																																																																																																																																																																																																																																																							
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	144	146	△ 2																																																																																																																																																																																																																																																																						
	債 券																																																																																																																																																																																																																																																																									
	国 債	119,203	132,356	△ 13,153																																																																																																																																																																																																																																																																						
	地 方 債	4,456	4,800	△ 343																																																																																																																																																																																																																																																																						
	政府保証債	7,721	8,000	△ 279																																																																																																																																																																																																																																																																						
	社 債	4,441	4,500	△ 58																																																																																																																																																																																																																																																																						
外国証券	1,950	2,000	△ 49																																																																																																																																																																																																																																																																							
そ の 他	67,786	75,085	△ 7,298																																																																																																																																																																																																																																																																							
小 計	205,703	226,888	△ 21,184																																																																																																																																																																																																																																																																							
合 計	451,555	417,943	33,612																																																																																																																																																																																																																																																																							
	売 却 額	売 却 益	売 却 損																																																																																																																																																																																																																																																																							
株 式	-百万円	-百万円	-百万円																																																																																																																																																																																																																																																																							
債 券	52,567	-	10,324																																																																																																																																																																																																																																																																							
その他	845	489	-																																																																																																																																																																																																																																																																							
合 計	53,413	489	10,324																																																																																																																																																																																																																																																																							

区分	令和5年度 (自2023年4月1日～至2024年3月31日)	令和6年度 (自2024年4月1日～至2025年3月31日)																																																																																																												
7. 金銭の信託に関する事項	<p>(1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。</p> <p>① その他の金銭の信託</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> <th>うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</th> <th>うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の金銭の信託</td> <td>198,477百万円</td> <td>179,887百万円</td> <td>18,589百万円</td> <td>21,092百万円</td> <td>2,502百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債5,130百万円を差し引いた金額13,458百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。</p> <p>2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。</p>		貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他の金銭の信託	198,477百万円	179,887百万円	18,589百万円	21,092百万円	2,502百万円	<p>(1) その他の金銭の信託</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> <th>うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</th> <th>うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の金銭の信託</td> <td>194,900百万円</td> <td>181,678百万円</td> <td>13,222百万円</td> <td>16,035百万円</td> <td>2,813百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債3,742百万円を差し引いた金額9,480百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。</p> <p>2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。</p>		貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他の金銭の信託	194,900百万円	181,678百万円	13,222百万円	16,035百万円	2,813百万円																																																																																				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの																																																																																																									
その他の金銭の信託	198,477百万円	179,887百万円	18,589百万円	21,092百万円	2,502百万円																																																																																																									
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの																																																																																																									
その他の金銭の信託	194,900百万円	181,678百万円	13,222百万円	16,035百万円	2,813百万円																																																																																																									
8. 退職給付に関する事項	<p>(1) 退職給付</p> <p>① 採用している退職給付制度の概要 当会では、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。</p> <p>当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。</p> <p>② 確定給付制度</p> <p>a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td>1,882百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>86百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>450百万円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td>1,518百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>b 退職給付に関連する損益</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>86百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。</p> <p>なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、15百万円となっています。</p> <p>また、存続組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、127百万円となっています。</p>	期首における退職給付引当金	1,882百万円	退職給付費用	86百万円	退職給付の支払額	450百万円	期末における退職給付引当金	1,518百万円	簡便法で計算した退職給付費用	86百万円	<p>(1) 退職給付</p> <p>① 採用している退職給付制度の概要 当会では、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。</p> <p>当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。</p> <p>② 確定給付制度</p> <p>a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td>1,518百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>113百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>209百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td>1,422百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>b 退職給付に関連する損益</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>113百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。</p> <p>なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、15百万円となっています。</p> <p>また、存続組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、111百万円となっています。</p>	期首における退職給付引当金	1,518百万円	退職給付費用	113百万円	退職給付の支払額	209百万円	その他	-百万円	期末における退職給付引当金	1,422百万円	簡便法で計算した退職給付費用	113百万円																																																																																						
期首における退職給付引当金	1,882百万円																																																																																																													
退職給付費用	86百万円																																																																																																													
退職給付の支払額	450百万円																																																																																																													
期末における退職給付引当金	1,518百万円																																																																																																													
簡便法で計算した退職給付費用	86百万円																																																																																																													
期首における退職給付引当金	1,518百万円																																																																																																													
退職給付費用	113百万円																																																																																																													
退職給付の支払額	209百万円																																																																																																													
その他	-百万円																																																																																																													
期末における退職給付引当金	1,422百万円																																																																																																													
簡便法で計算した退職給付費用	113百万円																																																																																																													
9. 税効果会計に関する事項	<p>(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>相互援助積立金</td> <td>1,785百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>419百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td>404百万円</td> </tr> <tr> <td>未払奨励金</td> <td>365百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券評価損</td> <td>132百万円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td>50百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td>43百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>24百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>28百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>3,254百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>△ 2,327百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計(A)</td> <td>927百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td>△ 15,500百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>△ 4百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計(B)</td> <td>△ 15,505百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額(A)+(B)</td> <td>△ 14,577百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>法定実効税率</td> <td>27.60%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td>△ 5.99%</td> </tr> <tr> <td>事業分量配当金</td> <td>△ 4.70%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td>0.57%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>0.20%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td>0.07%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.02%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>17.77%</td> </tr> </tbody> </table>	繰延税金資産		相互援助積立金	1,785百万円	退職給付引当金	419百万円	貸倒引当金	404百万円	未払奨励金	365百万円	有価証券評価損	132百万円	未払事業税	50百万円	減価償却超過額	43百万円	賞与引当金	24百万円	その他	28百万円	繰延税金資産小計	3,254百万円	評価性引当額	△ 2,327百万円	繰延税金資産合計(A)	927百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△ 15,500百万円	その他	△ 4百万円	繰延税金負債合計(B)	△ 15,505百万円	繰延税金負債の純額(A)+(B)	△ 14,577百万円	法定実効税率	27.60%	(調整)		受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.99%	事業分量配当金	△ 4.70%	評価性引当額の増減	0.57%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.20%	住民税均等割等	0.07%	その他	0.02%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.77%	<p>(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>相互援助積立金</td> <td>1,869百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>402百万円</td> </tr> <tr> <td>未払奨励金</td> <td>369百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td>154百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券評価損</td> <td>135百万円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td>63百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td>42百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>26百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>3,086百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>△ 2,166百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計(A)</td> <td>920百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td>△ 13,134百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>△ 4百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計(B)</td> <td>△ 13,139百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額(A)+(B)</td> <td>△ 12,218百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>法定実効税率</td> <td>27.60%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td>△ 1.11%</td> </tr> <tr> <td>事業分量配当金</td> <td>△ 4.79%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td>△ 3.71%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td>0.07%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>0.22%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>△ 0.16%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>18.11%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額 防衛特別法人税の創設に係る改正税法が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日に開始する年度に解消が見込まれる一時差異について、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の27.60%から28.30%に変更されました。その結果、繰延税金資産が11百万円、繰延税金負債が325百万円それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金が324百万円減少し、法人税等調整額が11百万円減少しています。</p>	繰延税金資産		相互援助積立金	1,869百万円	退職給付引当金	402百万円	未払奨励金	369百万円	貸倒引当金	154百万円	有価証券評価損	135百万円	未払事業税	63百万円	減価償却超過額	42百万円	賞与引当金	22百万円	その他	26百万円	繰延税金資産小計	3,086百万円	評価性引当額	△ 2,166百万円	繰延税金資産合計(A)	920百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△ 13,134百万円	その他	△ 4百万円	繰延税金負債合計(B)	△ 13,139百万円	繰延税金負債の純額(A)+(B)	△ 12,218百万円	法定実効税率	27.60%	(調整)		受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.11%	事業分量配当金	△ 4.79%	評価性引当額の増減	△ 3.71%	住民税均等割等	0.07%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.22%	その他	△ 0.16%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.11%
繰延税金資産																																																																																																														
相互援助積立金	1,785百万円																																																																																																													
退職給付引当金	419百万円																																																																																																													
貸倒引当金	404百万円																																																																																																													
未払奨励金	365百万円																																																																																																													
有価証券評価損	132百万円																																																																																																													
未払事業税	50百万円																																																																																																													
減価償却超過額	43百万円																																																																																																													
賞与引当金	24百万円																																																																																																													
その他	28百万円																																																																																																													
繰延税金資産小計	3,254百万円																																																																																																													
評価性引当額	△ 2,327百万円																																																																																																													
繰延税金資産合計(A)	927百万円																																																																																																													
繰延税金負債																																																																																																														
その他有価証券評価差額金	△ 15,500百万円																																																																																																													
その他	△ 4百万円																																																																																																													
繰延税金負債合計(B)	△ 15,505百万円																																																																																																													
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△ 14,577百万円																																																																																																													
法定実効税率	27.60%																																																																																																													
(調整)																																																																																																														
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.99%																																																																																																													
事業分量配当金	△ 4.70%																																																																																																													
評価性引当額の増減	0.57%																																																																																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.20%																																																																																																													
住民税均等割等	0.07%																																																																																																													
その他	0.02%																																																																																																													
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.77%																																																																																																													
繰延税金資産																																																																																																														
相互援助積立金	1,869百万円																																																																																																													
退職給付引当金	402百万円																																																																																																													
未払奨励金	369百万円																																																																																																													
貸倒引当金	154百万円																																																																																																													
有価証券評価損	135百万円																																																																																																													
未払事業税	63百万円																																																																																																													
減価償却超過額	42百万円																																																																																																													
賞与引当金	22百万円																																																																																																													
その他	26百万円																																																																																																													
繰延税金資産小計	3,086百万円																																																																																																													
評価性引当額	△ 2,166百万円																																																																																																													
繰延税金資産合計(A)	920百万円																																																																																																													
繰延税金負債																																																																																																														
その他有価証券評価差額金	△ 13,134百万円																																																																																																													
その他	△ 4百万円																																																																																																													
繰延税金負債合計(B)	△ 13,139百万円																																																																																																													
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△ 12,218百万円																																																																																																													
法定実効税率	27.60%																																																																																																													
(調整)																																																																																																														
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.11%																																																																																																													
事業分量配当金	△ 4.79%																																																																																																													
評価性引当額の増減	△ 3.71%																																																																																																													
住民税均等割等	0.07%																																																																																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.22%																																																																																																													
その他	△ 0.16%																																																																																																													
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.11%																																																																																																													
10. キャッシュ・フロー計算書に関する事項	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の普通預け金です。</p>	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の普通預け金です。</p>																																																																																																												

財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年7月1日

埼玉県信用農業協同組合連合会
代表理事理事長 黒澤 潔

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。

会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

貯 金

科目別貯金平均残高

(単位：百万円, %)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
流動性貯金	59,016 (1.8)	42,362 (1.3)	△ 16,654
定期性貯金	3,119,687 (98.0)	3,050,780 (98.5)	△ 68,907
その他の貯金	1,651 (0.0)	1,877 (0.0)	225
小 計	3,180,356 (100.0)	3,095,020 (100.0)	△ 85,336
譲渡性貯金	— (—)	— (—)	—
合 計	3,180,356 (100.0)	3,095,020 (100.0)	△ 85,336

(注1) 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

(注2) 定期性貯金=定期貯金+定期積金

(注3) () 内は構成比です。

定期貯金残高

(単位：百万円, %)

	令和5年度	令和6年度	増 減
定期貯金	3,088,265 (100.0)	2,965,154 (100.0)	△ 123,111
うち固定金利定期	3,088,265 (100.0)	2,965,154 (100.0)	△ 123,111
うち変動金利定期	— (—)	— (—)	—

(注1) 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

(注2) 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(注3) () 内は構成比です。

貸 出 金

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
手形貸付	266	243	△ 22
証書貸付	388,961	395,059	6,097
当座貸越	1,637	1,991	354
合 計	390,865	397,294	6,429

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円, %)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
固定金利貸出	264,283 (66.8)	276,786 (66.0)	12,503
変動金利貸出	131,309 (33.1)	142,366 (33.9)	11,057
合 計	395,592 (100.0)	419,153 (100.0)	23,560

(注) () 内は構成比です。

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
担 保 計	1,711	1,737	26
貯金・定期積金等	47	46	△ 0
有価証券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	1,208	1,195	△ 13
その他担保物	455	495	40
保 証 計	292	730	437
農業信用基金協会保証	71	71	0
その他保証	221	658	437
信 用	393,589	416,686	23,096
合 計	395,592	419,153	23,560

債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
担 保 計	1,119	1,142	23
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	1,096	1,125	29
その他保証	22	16	△ 5
信 用	—	—	—
合 計	1,119	1,142	23

(注) その他保証とは、機関保証、個人保証等のことです。

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円, %)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
設備資金	1,437 (0.3)	1,333 (0.3)	△ 104
運転資金	394,154 (99.6)	417,819 (99.6)	23,665
合 計	395,592 (100.0)	419,153 (100.0)	23,560

(注) () 内は構成比です。

貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減	
貯 貸 率	期 末	12.6	13.9	1.3
	期 中 平 均	12.2	12.8	0.6
貯 証 率	期 末	21.8	22.6	0.8
	期 中 平 均	21.8	22.1	0.3

(注1) 貯貸率(期末) = 貸出金残高/貯金残高×100

(注2) 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高/貯金平均残高×100

(注3) 貯証率(期末) = 有価証券残高/貯金残高×100

(注4) 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高/貯金平均残高×100

貸出金の業種別残高

(単位：百万円, %)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業	324 (0.0)	289 (0.0)	△ 34
林 業	－ (－)	－ (－)	－
水 産 業	－ (－)	－ (－)	－
製 造 業	41,288 (10.4)	43,541 (10.3)	2,253
鉱 業	－ (－)	－ (－)	－
建 設 業	4,670 (1.1)	7,316 (1.7)	2,646
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	3,200 (0.8)	3,200 (0.7)	－
運 輸 ・ 通 信 業	20,926 (5.2)	20,021 (4.7)	△ 904
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	11,685 (2.9)	19,492 (4.6)	7,807
金 融 ・ 保 険 業	168,677 (42.6)	177,007 (42.2)	8,330
不 動 産 業	17,507 (4.4)	20,842 (4.9)	3,335
サ ー ビ ス 業	67,361 (17.0)	69,103 (16.4)	1,742
地 方 公 共 団 体	59,936 (15.1)	58,329 (13.9)	△ 1,607
そ の 他	14 (0.0)	7 (0.0)	△ 7
合 計	395,592 (100.0)	419,153 (100.0)	23,560

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

主要な農業関係の貸出金残高

【営農類型別】

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業	2,103	2,030	△ 73
穀 作	38	61	23
野 菜 ・ 園 芸	158	156	△ 1
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	10	9	△ 1
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	18	14	△ 3
養 鶏 ・ 養 卵	105	75	△ 30
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	1,773	1,713	△ 59
農 業 関 連 団 体 等	220	1,593	1,373
合 計	2,323	3,623	1,299

(注1) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、前記の「貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

(注2) 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者、農業関連事業を行う法人等が含まれています。

(注3) 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

(注4) 令和5年度の数値は、営農類型の区分修正により遡及処理しております。

【資金種類別】

○貸出金

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	2,323	3,623	1,299
農 業 制 度 資 金	—	—	—
農 業 近 代 化 資 金	—	—	—
そ の 他 制 度 資 金	—	—	—
合 計	2,323	3,623	1,299

(注1) プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

(注2) 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

(注3) その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金等が該当します。

○受託貸付金

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	8,923	9,059	135
そ の 他	—	—	—
合 計	8,923	9,059	135

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)に係る資金をいいます。

受託貸付金の残高

(単位：百万円)

受 託 先	令和5年度	令和6年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫	8,923	9,059	135
農 林 水 産 事 業	8,923	9,059	135
国 民 生 活 事 業	15	11	△ 4
住 宅 金 融 支 援 機 構	3,231	2,902	△ 328
福 祉 医 療 機 構	—	—	—
合 計	12,169	11,973	△ 196

農業協同組合法及び金融再生法に基づく開示債権

(単位：百万円)

債権区分	令和5年度	令和6年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	－	1	1
危険債権	1,597	667	△ 929
要管理債権	－	－	－
（うち三月以上延滞債権）	－	－	－
（うち貸出条件緩和債権）	－	－	－
小計	1,597	669	△ 927
正常債権	405,307	429,895	24,587
開示対象債権合計	406,904	430,564	23,659

(注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

(注3) 要管理債権

農業協同組合法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

(注4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

(注5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(注6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(注1) から(注5) までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

【農業協同組合法及び金融再生法の開示債権区分に基づく保全状況】

(単位：百万円, %)

債権区分	債権額 (A)	保 全 額			保 全 率
		担保・保証等	貸倒引当金	合計(B)	
令和5年度					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	－	－	－	－	－
危険債権	1,597	100	1,467	1,568	98.18
要管理債権	－	－	－	－	－
（うち三月以上延滞債権）	－	－	－	－	－
（うち貸出条件緩和債権）	－	－	－	－	－
小計(C)	1,597	100	1,467	1,568	98.18
正常債権	405,307				
合計(D)	406,904				
不良債権比率	0.39				
令和6年度					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1	－	1	1	100.00
危険債権	667	93	542	636	95.39
要管理債権	－	－	－	－	－
（うち三月以上延滞債権）	－	－	－	－	－
（うち貸出条件緩和債権）	－	－	－	－	－
小計(C)	669	93	544	638	95.40
正常債権	429,895				
合計(D)	430,564				
不良債権比率	0.15				

(注1) 担保・保証等の保全額は、自己査定に基づき計算した担保処分可能見込額及び保証により回収可能と認められた額の合計です。

(注2) 貸倒引当金は、農業協同組合法及び金融再生法に基づく開示債権に対して引当計上した金額であり、貸借対照表の残高とは異なります。

(注3) 保全率 = (B) / (A) × 100

(注4) 不良債権比率 = (C) / (D) × 100

【元本補てん契約のある信託に係る農業協同組合法に基づく開示債権の状況】

該当する取引はありません。

貸倒引当金等の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	696	868	—	696	868	868	839	—	868	839
個別貸倒引当金	1,459	1,467	—	1,459	1,467	1,467	544	—	1,467	544
合計	2,155	2,335	—	2,155	2,335	2,335	1,383	—	2,335	1,383
埼玉県JAバンク支援制度 相互援助積立金	6,330	138	—	—	6,468	6,468	137	—	—	6,606

(注) 期中減少額の目的使用とは、償却等による貸倒引当金額の減少をいいます。

貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	—	—

(注) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。

有価証券

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
国 債	257,101	253,903	△ 3,198
地 方 債	17,329	16,116	△ 1,213
政 府 保 証 債	10,000	5,341	△ 4,658
金 融 債	—	—	—
社 債	76,170	74,565	△ 1,605
株 式	8,590	8,571	△ 18
外 国 証 券	73,612	69,983	△ 3,629
そ の 他 の 証 券	253,191	257,371	4,179
合 計	695,996	685,853	△ 10,143

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1 年 以 下	1 年 超 3 年 以 下	3 年 超 5 年 以 下	5 年 超 7 年 以 下	7 年 超 10 年 以 下	1 0 年 超	期 間 の 定 め の な い も の	合 計
令和5年度								
国 債	—	—	—	—	6,948	239,081	—	246,030
地 方 債	726	1,252	1,852	1,852	2,778	8,752	—	17,216
政 府 保 証 債	10,000	—	—	—	—	—	—	10,000
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	9,500	10,100	3,800	15,400	13,100	23,999	—	75,899
株 式	—	—	—	—	—	—	8,532	8,532
外 国 証 券	3,000	26,000	23,291	13,900	5,600	—	—	71,791
そ の 他 の 証 券	—	23,000	48,000	77,500	53,000	20,000	29,335	250,835
令和6年度								
国 債	—	—	—	—	51,135	194,743	—	245,879
地 方 債	726	1,352	1,052	552	3,478	8,526	—	15,689
政 府 保 証 債	—	—	—	—	8,000	—	—	8,000
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	5,500	7,500	16,400	8,500	11,700	23,999	—	73,599
株 式	—	—	—	—	—	—	8,532	8,532
外 国 証 券	12,500	20,293	30,399	5,600	1,000	—	—	69,793
そ の 他 の 証 券	—	65,000	53,500	50,000	53,000	5,000	31,154	257,654

(注) 残高については、償却原価を表示しています。

有価証券の時価情報等

I 有価証券の時価情報

【売買目的有価証券】

該当する取引はありません。

【満期保有目的の債券】

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	44,419	45,649	1,230	—	—	—
	地 方 債	500	500	0	—	—	—
	社 債	18,200	18,274	74	4,900	4,901	1
	外国証券	18,000	18,082	82	7,000	7,007	7
	小 計	81,119	82,507	1,387	11,900	11,908	8
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	56,792	53,891	△ 2,900	113,522	103,293	△ 10,229
	地 方 債	9,516	8,830	△ 685	10,789	9,321	△ 1,468
	社 債	57,699	56,380	△ 1,318	64,199	61,534	△ 2,664
	外国証券	52,791	51,655	△ 1,135	60,793	59,252	△ 1,541
	小 計	176,799	170,758	△ 6,040	249,305	233,401	△ 15,904
合 計	257,918	253,266	△ 4,652	261,205	245,309	△ 15,895	

【その他有価証券】

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株 式	22,985	8,429	14,555	22,430	8,386	14,044
	債 券						
	国 債	11,648	11,569	78	—	—	—
	地 方 債	1,203	1,200	3	100	100	0
	政府保証債	10,013	10,000	13	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	そ の 他						
	その他の証券	230,176	186,835	43,341	223,320	182,568	40,752
小 計	276,027	218,035	57,992	245,851	191,054	54,797	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	株 式	99	102	△ 3	144	146	△ 2
	債 券						
	国 債	121,340	133,248	△ 11,908	119,203	132,356	△ 13,153
	地 方 債	5,807	6,000	△ 192	4,456	4,800	△ 343
	政府保証債	—	—	—	7,721	8,000	△ 279
	社 債	—	—	—	4,441	4,500	△ 58
	外国証券	979	1,000	△ 20	1,950	2,000	△ 49
	そ の 他						
その他の証券	56,115	64,000	△ 7,884	67,786	75,085	△ 7,298	
小 計	184,342	204,351	△ 20,008	205,703	226,888	△ 21,184	
合 計	460,370	422,387	37,983	451,555	417,943	33,612	

II 金銭の信託の時価情報

【運用目的の金銭の信託】

該当する取引はありません。

【満期保有目的の金銭の信託】

該当する取引はありません。

【その他の金銭の信託】

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	198,477	179,887	18,589	21,092	2,502	194,900	181,678	13,222	16,035	2,813

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

III デリバティブ取引等

(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

為替業務・その他業務

内国為替の取扱実績

(単位：件,百万円)

種類	令和5年度		令和6年度	
	仕	向	仕	向
送金・振込為替 (件数)	(43,879)	(47,577)	(44,623)	(47,166)
金額	434,451	287,309	433,570	231,242
代金取立為替 (件数)	(-)	(-)	(-)	(-)
金額	-	-	-	-
雑為替 (件数)	(4,874)	(1,427)	(4,678)	(1,345)
金額	3,391	3,300	3,389	2,340

国債等の窓口販売実績

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度
国債	-	-
地方債	-	-
投資信託	8	10

公共債の引受額

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度
国債	-	-
地方債	400	400
政府保証債	-	-

主要な経営指標等

最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円，口，人，%)

項目	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
経常収益	27,650	27,699	26,058	26,615	36,342
経常利益	6,789	7,476	6,252	5,916	5,774
当期剰余金	5,702	5,878	4,967	4,863	4,728
出資金 (出資口数)	165,627 (16,562,739)	165,627 (16,562,739)	165,627 (16,562,739)	165,627 (16,562,729)	165,627 (16,562,729)
純資産額	249,883	250,583	243,957	277,512	272,249
総資産額	3,643,047	3,597,047	3,490,180	3,420,453	3,296,536
貯金等残高	3,221,119	3,208,075	3,176,245	3,117,050	2,999,795
貸出金残高	408,834	396,141	392,640	395,592	419,153
有価証券残高	768,309	784,062	733,661	718,289	712,761
剰余金配当金額	2,547	2,639	2,614	2,619	2,614
普通出資配当額	848	848	848	848	848
後配出資配当額	763	763	763	763	763
事業分量配当額	935	1,027	1,002	1,007	1,002
職員数	171	172	168	165	164
単体自己資本比率	16.05	16.47	16.81	17.31	14.08

(注1) 貯金等残高には、譲渡性貯金が含まれています。

(注2) 職員数には、嘱託職員を含んでおります。

(注3) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。

経営

業務内容

当会の組織

資料編1

グループ情報

索引

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受 取 利 息	△ 599	5,475
うち貸出金	146	△ 942
うち有価証券	8	3,987
うち預け金	△ 754	2,430
うちその他	△ 0	△ 0
支 払 利 息	△ 52	695
うち貯金・定期積金	17	798
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	0	△ 0
うちその他	0	0
差 引	△ 546	4,780

(注1) 増減額は前年度対比です。

(注2) 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

(注3) 支払利息の「うち貯金・定期積金」には、支払奨励金が含まれています。

(注4) 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

利 益 率

(単位：%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
総資産経常利益率	0.17	0.17	0.00
純資産経常利益率	2.54	2.46	△ 0.08
総資産当期純利益率	0.14	0.14	0.00
純資産当期純利益率	2.09	2.01	△ 0.07

(注1) 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

(注2) 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

(注3) 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

(注4) 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

利 益 総 括 表

(単位：百万円, %)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
資 金 運 用 収 支	3,294	8,075	4,780
役 務 取 引 等 収 支	△ 203	△ 173	29
そ の 他 事 業 収 支	1,384	△ 10,315	△ 11,700
事 業 粗 利 益	4,476	△ 2,413	△ 6,890
(事 業 粗 利 益 率)	(0.14)	(△ 0.08)	△ 0.22

(注1) 資金運用収支＝資金運用収益－（資金調達費用－金銭の信託運用見合費用）

(注2) 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用

(注3) その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用

(注4) 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支

(注5) 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

事業純益

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度	増減
事業純益	1,126	△ 5,509	△ 6,636
実質事業純益	1,298	△ 5,509	△ 6,808
コア事業純益	2,100	4,814	2,713
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	2,601	1,944	△ 657

(注1) 事業純益 = 事業収益 - (事業費用 - 金銭の信託運用見合費用) - 一般貸倒引当金繰入額

(注2) 実質事業純益 = 事業純益 + 一般貸倒引当金繰入額

(注3) コア事業純益 = 実質事業純益 - 国債等債券関係損益

国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

(単位：百万円, %)

項目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	3,095,825	18,306	0.59	2,971,171	23,781	0.80
うち預け金	2,008,889	9,224	0.45	1,887,963	11,654	0.61
うち有価証券	695,996	6,349	0.91	685,853	10,337	1.50
うち貸出金	390,865	2,731	0.69	397,294	1,788	0.45
資金調達勘定	3,032,740	15,011	0.49	2,914,558	15,706	0.53
うち貯金・定期積金	3,180,356	15,881	0.49	3,095,020	16,679	0.53
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	28,125	0	0.00	1,061	0	1.79
総資金利ざや	—	—	0.00	—	—	0.15

(注1) 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率

資金調達原価率 = (資金調達費用(貯金利息 + 譲渡性貯金利息 + 売現先利息 + 債券貸借取引支払利息 + 借入金利息 + 金利スワップ支払利息 + その他支払利息(支払雑利息等)) + 経費 - 金銭の信託運用見合費用) / (貯金 + 譲渡性貯金 + 売現先勘定 + 債券貸借取引受入担保金 + 借入金 + その他(貸付留保金、従業員預り金等) - 金銭の信託運用見合額) × 100

(注2) 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

(注3) 資金調達勘定の「うち貯金・定期積金」の利息には、支払奨励金が含まれています。

(注4) 資金調達勘定計の平均残高及び利息は、金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

一職員あたりの貯金・貸出金残高

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度	増減
一職員あたりの貯金残高	18,891	18,291	△ 599
一職員あたりの貸出金残高	2,397	2,555	158

役員等の報酬体系

【役員】

○対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

○役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退任慰労金の2種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振込の方法による現金支給のみであり、退任慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支 給 総 額 (注2)	
	基 本 報 酬	退 任 慰 労 金
対 象 役 員 (注 1) に 対 す る 報 酬 等	75	8

(注1) 対象役員は、経営管理委員10名、理事4名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退任慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

○対象役員の報酬等の決定等

□役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。

なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、埼玉県JA役職員報酬給与等審議会に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

□役員退任慰労金

役員退任慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退任慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退任慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

【職員等】

○対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等(注1)」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額(注2)以上の報酬等を受ける者(注3)のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいません。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めています。

(注2) 「同等額」は、令和6年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

(注3) 令和6年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

【その他】

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

自己資本の状況

◆自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

内部留保の積み上げによる自己資本の増強に務めた結果、令和7年3月末における自己資本比率は、14.08%となりました。

◆経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	埼玉県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	565億円（前年度565億円）

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	埼玉県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,090億円（前年度1,090億円）

当会では、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	233,820	235,934
うち、出資金及び資本準備金の額	165,627	165,627
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	70,812	72,921
うち、外部流出予定額 (△)	2,619	2,614
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,336	7,445
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	7,336	7,445
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	241,157	243,380
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	103	100
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	103	100
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	103	100
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	241,054	243,279
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,380,616	1,414,442
資産（オン・バランス）項目	1,377,569	1,409,503
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス項目	3,046	4,938
CVA リスク相当額を8パーセントで除して得た額	—	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		296,392
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	11,806	16,891
資本フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,392,423	1,727,726
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	17.31%	14.08%

(注1) 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

(注2) 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMIについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

経営

業務内容

当会の組織

資料編 2

グループ情報

索引

自己資本の充実度に関する事項

【信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳】

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	246,241	—	—	
我が国の地方公共団体向け	77,217	—	—	
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	
我が国の政府関係機関向け	15,012	500	20	
地方三公社向け	220	0	0	
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	2,005,222	401,044	16,041	
法人等向け	244,694	115,041	4,601	
中小企業等向け及び個人向け	114	82	3	
抵当権付住宅ローン	—	—	—	
不動産取得等事業向け	70	70	2	
三月以上延滞等	—	—	—	
信用保証協会等による保証付	94	9	0	
出資等	12,595	12,595	503	
他の金融機関等の 対象資本調達手段	245,939	614,849	24,593	
特定項目のうち調整項目に算入 されないもの	—	—	—	
リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	471,896	218,626	8,745	
うちルックスルー方式	471,896	218,626	8,745	
うちマンドート方式	—	—	—	
うち蓋然性方式250%	—	—	—	
うち蓋然性方式400%	—	—	—	
うちフォールバック方式	—	—	—	
証券化	38,461	7,692	307	
経過措置によりリスク・アセットの額に 算入される額		—	—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に 係るエクスポージャーに係る経過措置 によりリスク・アセットの額に算入され なかったものの額(△)		—	—	
上記以外	19,652	10,104	404	
標準的手法を適用する エクスポージャー別計	3,377,435	1,380,616	55,224	
CVAリスク相当額 ÷ 8%		—	—	
中央清算機関関連 エクスポージャー	—	—	—	
合計(信用リスク・アセットの額)	3,377,435	1,380,616	55,224	
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	11,806	所要自己資本額 b = a × 4% 472	
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計 a	1,392,423	所要自己資本額 b = a × 4% 55,696	

- (注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類毎に記載しています。
- (注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- (注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- (注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- (注5) 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- (注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目及び土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
- (注7) 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- (注8) オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

【信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに区分ごとの内訳】

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金	6,641	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	246,104	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	74,085	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	2,003	400	16
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	14,028	600	24
地方三公社向け	657	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,855,027	376,281	15,051
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	14,519	4,355	174
カード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	248,302	116,794	4,671
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	3,361	2,751	110
（うちトランザクター向け）	3	1	0
不動産関連向け	114	90	3
（うち自己居住用不動産等向け）	46	16	0
（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	67	74	2
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
（うちADC向け）	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	2,209	2,209	88
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	605	34	1
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
取立未済手形	7	1	0
信用保証協会等による保証付	93	9	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
株等	12,595	12,595	503
上記以外	275,552	665,883	26,635
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	30,458	76,146	3,045
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	226,323	565,807	22,632
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	10,318	15,477	619
（うち上記以外のエクスポージャー）	8,452	8,452	338

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
証 券 化	証券化	42,866	8,573	342
	(うちSTC要件適用分)	-	-	-
	(うち短期STC要件適用分)	-	-	-
	(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	42,866	8,573	342
	再 証 券 化	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	488,939	228,214	9,128
	(うちルックスルー方式)	488,939	228,214	9,128
	(うちマンドレート方式)	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
	標準的手法を適用するエクスポージャー計	3,273,198	1,414,442	56,577
	CVAリスク相当額 ÷ 8% (簡便法)	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	
合計 (信用リスク・アセットの額)	3,273,198	1,414,442	56,577	
マーケット・リスクに 対する所要自己資本の額 <簡易方式・標準的方式>	マーケット・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	296,392	所要自己資本額 b = a × 4% 11,855	
オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	16,891	所要自己資本額 b = a × 4% 675	
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母) 計 a	1,727,726	所要自己資本額 b = a × 4% 69,109	

【オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要】

(単位：百万円)

令和6年度	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	16,891
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	675
B I	11,261
B I C	1,351

- (注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- (注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- (注3) 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、 「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- (注4) 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- (注5) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- (注6) オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないしは消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。当会では、信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクの一つとして位置づけ、リスクマネジメントの基本方針等を定めて適切に管理しています。

信用リスクポートフォリオのリスク量については、リスク統括部（審査関係）が計測し、リスク統括部（リスク統括関係）が四半期毎にリスク管理委員会に報告しています。また、9月30日及び3月31日を基準日として資産の自己査定を実施し、保有する信用リスクポートフォリオの適正な分析を通じて、回収不能・価値毀損の可能性を正しく認識し、適切な償却・引当を実施することにより財務の健全性維持・確保を図っています。

与信審査については、営業部署から独立したリスク統括部（審査関係）が、個別内部格付の決定、個別与信審査、自己査定における第2次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンを確保を図っています。

○当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

・一般貸倒引当金

自己査定における債務者区分が正常先及び要注意先に対する債権について、過去の貸倒実績率に基づき算出する「将来発生が見込まれる損失」に係る貸倒引当金をいいます。

・個別貸倒引当金

自己査定における債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等について、債務者毎に算出する「予想損失額」に係る個別の貸倒引当金をいいます。

◆標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しており、資産の額、オフ・バランス取引、派生商品取引及び長期決済取引に係る与信相当額、未決済取引の約定額を規定するエクスポーチャーに区分し、エクスポーチャーに対応するリスク・ウェイトに従い信用リスク・アセット額を算出しています。

なお、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S & P グローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

- ② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポーチャー毎の適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポーチャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポーチャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポーチャー	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポーチャー	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポーチャー	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和5年度				令和6年度					
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国	内	2,795,116	328,633	349,542	-	-	2,712,444	391,332	343,585	-	605
国	外	71,960	-	71,960	-	-	69,940	-	69,940	-	-
地域別残高計		2,867,076	328,633	421,502	-	-	2,782,385	391,332	413,526	-	605
法人	農業	2,311	2,311	-	-	-	2,347	2,347	-	-	149
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	67,582	38,118	24,138	-	-	67,516	40,052	22,138	-	-
	鉱業	1,800	1,800	-	-	-	900	900	-	-	-
	建設・不動産業	25,271	21,981	2,809	-	-	31,726	27,538	3,708	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	10,328	1,910	8,418	-	-	13,039	4,620	8,418	-	-
	運輸・通信業	35,604	20,933	13,416	-	-	34,516	20,030	13,232	-	361
	金融・保険業	2,297,708	104,224	103,319	-	-	2,203,490	150,229	100,398	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	83,474	76,621	5,913	-	-	90,843	86,096	3,808	-	80
	日本国政府・地方公共団体	323,703	60,216	263,486	-	-	320,850	59,028	261,822	-	-
上記以外	660	-	-	-	-	660	-	-	-	-	
個人	514	514	-	-	-	487	487	-	-	13	
その他	18,116	0	-	-	-	16,005	0	-	-	-	
業種別残高計		2,867,076	328,633	421,502	-	-	2,782,385	391,332	413,526	-	605
1年以下		1,983,541	42,383	23,035	-	-	1,861,664	63,527	18,542	-	-
1年超3年以下		153,838	116,854	36,983	-	-	136,682	107,933	28,749	-	-
3年超5年以下		121,000	92,438	28,561	-	-	134,829	87,354	47,474	-	-
5年超7年以下		55,537	24,802	30,735	-	-	48,309	34,080	14,228	-	-
7年超10年以下		51,396	23,593	27,803	-	-	130,683	56,956	73,727	-	-
10年超		275,908	1,526	274,382	-	-	232,273	1,468	230,804	-	-
期限の定めのないもの		225,853	27,034	-	-	-	237,943	40,010	-	-	-
残存期間別残高計		2,867,076	328,633	421,502	-	-	2,782,385	391,332	413,526	-	-
平均残高計		2,985,797	355,497	434,211	-	-	3,332,091	401,002	419,965	-	-

(注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

(注2) 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

(注3) 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

(注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーが該当します。

(注5) 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

【 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 】

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	696	868		696	868	868	839		868	839
個別貸倒引当金	1,459	1,467		1,459	1,467	1,467	544		1,467	544

【 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額 】

(単位：百万円)

		令和5年度						令和6年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償 却	個別貸倒引当金					貸出金 償 却
		期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	
		目的使用	その他				目的使用	その他					
地 域 別 計	国 内	1,459	1,467	-	1,459	1,467		1,467	544	-	1,467	544	
	国 外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
業 種 別 計		1,459	1,467	-	1,459	1,467	-	1,467	544	-	1,467	544	-
法 人	農 業	119	135	-	119	135	-	135	139	-	135	139	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運 輸 ・ 通 信 業	1,259	1,252	-	1,259	1,252	-	1,252	315	-	1,252	315	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・ サービス業	81	79	-	81	79	-	79	75	-	79	75	-
上 記 以 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個 人	-	-	-	-	-	-	-	13	-	-	13	-	
業 種 別 計		1,459	1,467	-	1,459	1,467	-	1,467	544	-	1,467	544	-

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	令和6年度					
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
—	A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))	
現金	0	6,641	—	6,641	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	246,104	—	246,104	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	74,085	—	74,085	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	2,003	—	2,003	—	400	20
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	14,028	—	14,028	—	600	4
地方三公社向け	20	657	—	657	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	1,842,002	13,025	1,840,032	13,025	376,281	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	11,528	2,990	11,528	2,990	4,355	30
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	247,718	1,460	247,718	584	116,794	47
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	2,392	1,007	2,296	969	2,751	84
（うちトラランザクター向け）	45	—	38	—	3	1	45
不動産関連向け	20～150	114	—	114	—	90	79
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	46	—	46	—	16	35
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	67	—	67	—	74	110
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	2,209	—	2,209	—	2,209	100
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	50	163	50	9	34	57
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	7	—	7	—	1	20
信用保証協会等による保証付	0～10	93	—	93	—	9	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	12,595	—	12,595	—	12,595	100
上記以外	100～1250	275,552	—	275,552	—	665,883	242
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	30,458	—	30,458	—	76,146	250
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	226,323	—	226,323	—	565,807	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	10,318	—	10,318	—	15,477	150
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	8,452	—	8,452	—	8,452	100
証券化	—	42,866	—	42,866	—	8,573	20
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち非STC要件適用分）	—	42,866	—	42,866	—	8,573	20
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	488,939	—	488,939	—	228,214	47
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	—	—	—	—	—	1,414,442	—

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

ポートフォリオの区分ごとの CCF 適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

令和6年度

(単位：百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	246,104	-	-	-	-	-	246,104						
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-						
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	74,085	-	-	-	-	-	-	74,085					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	2,003	-	-	-	-	2,003					
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
我が国の政府関係機関向け	8,025	6,003	-	-	-	-	-	14,028					
地方三公社向け	657	-	-	-	-	-	-	657					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,798,357	52,699	2,000	-	-	-	-	0	1,853,057				
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	14,519	-	-	-	-	-	-	14,519				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	85,924	125,701	14,646	-	-	14,541	-	7,488	0	248,302			
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	-	2,209	-	-	-	2,209							
株式等	-	-	12,595	-	-	12,595							
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	3	180	-	3,081	3,265								
(うちトランザクター向け)	3	-	-	-	3								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向けのうち自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	46	-	-	-	-	-	-	-	46
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向けのうち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向けのうち事業用不動産関連向け	-	-	67	-	-	-	67						
	60%	その他	合計										
不動産関連向けのうちその他不動産関連向け	-	-	-										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向けのうちADC向け	-	-	-	-									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	56	-	-	4	0	60							
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-							
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	6,641	-	-	-	-	6,641							
取立未済手形	-	-	7	-	-	7							
信用保証協会等による保証付	-	93	-	-	0	93							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-							

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	341,751	341,751
	2%	—	—	—
	4%	—	—	—
	10%	—	5,094	5,094
	20%	72,474	2,007,234	2,079,709
	35%	—	—	—
	50%	140,178	—	140,178
	75%	—	109	109
	100%	17,832	36,460	54,292
	150%	—	—	—
	250%	—	245,939	245,939
	その他	—	—	—
	1250%	—	—	—
合計	230,485	2,636,591	2,867,076	

(注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

(注2) 「格付あり」には、エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には、エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

(注3) 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

(注4) 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円, %)

リスク・ウェイトの区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オン・バランス資産項目		
40%未満	2,269,223	14,025	96%	2,280,657
40%～70%	127,752	197	82%	127,761
75%	14,474	631	56%	14,826
80%	—	—	—	—
85%	2,354	796	100%	3,075
90%～100%	14,541	—	—	14,541
105%～130%	67	—	—	67
150%	9,697	4	100%	9,702
250%	12,595	—	—	12,595
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	1	61%	0
合計	2,450,707	15,655	94%	2,463,229

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

信用リスク削減手法に関する事項

◆信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「1. 適格金融資産担保」、「2. 保証」、「3. 貸出金と当会貯金の相殺」を適用しています。

1. 適格金融資産担保

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

2. 保証

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-又はA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-又はBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

3. 貸出金と当会貯金の相殺

貸出金と当会貯金の相殺については、（1）取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と当会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、（2）同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当会貯金をいずれの時点においても特定することができること、（3）当会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、（4）貸出金と当会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と当会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

※担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は当会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度		
	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	10,012	—
地方三公社向け	—	220	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け	5	0	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合 計	5	10,233	—

(注1) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

(注2) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

(注3) 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

(注4) 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(注5) 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

経 営

業務内容

当会の組織

資料編 2

グループ情報

索引

(単位：百万円)

	令和6年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	8,025	—
地方三公社向け	—	657	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け	—	0	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	5	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く)	—	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	5	8,683	—

(注1) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

(注2) 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、
「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(注3) 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

(注4) 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(注5) 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引及び長期決済期間取引に関しては、お客様を対象とした取引を実施していないことから当商品に関わるリスク管理の方針及び手続は管理していません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	令和5年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和5年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・当会貯金	債 券	そ の 他	
(1)外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2)金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派 生 商 品 合 計	—	—	—	—	—	—
長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)		—				—
合 計	—	—	—	—	—	—

令和6年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・当会貯金	債 券	そ の 他	
(1)外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2)金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3)金 関 連 取 引	-	-	-	-	-	-
(4)株 式 関 連 取 引	-	-	-	-	-	-
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派 生 商 品 合 計	-	-	-	-	-	-
長 期 決 済 期 間 取 引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)		-				-
合 計	-	-	-	-	-	-

(注1) 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。

なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。

(注2) 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(注3) 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

◆リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会は投資家として、裏付資産の状況・パフォーマンス、投資商品に内包されるリスクや構造上の特性等を分析するとともに、信用補完措置と劣後比率の水準などの確認及び評価等を行い、併せて、外部格付に係る検証の結果の妥当性についても確認のうえ、投資を行っています。

◆体制の整備及びその運用状況の概要

当会では、フロント部署（資金証券部・業務部）、審査担当部署（リスク統括部審査関係）、モニタリング部署（リスク統括部リスク統括関係）が連携した体制のもと、新規投資の決定並びに外部格付の変遷や裏付資産のパフォーマンスなど信用リスクの変化等に係るモニタリングを行っています。

また、ALM委員会において投資方針の協議を行い、リスク管理委員会において新規スキームの協議とともに、モニタリング結果についてのレビュー報告を受け、保有・処理方針の見直しに係る協議を行っています。

◆信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

◆証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

◆証券化エクスポージャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

◆内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

当社がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

当社が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

【保有する証券化エクスポージャーの額】

(単位：百万円)

		令和5年度		令和6年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	3,259	—	3,895	—
	住 宅 ロ ー ン	9,744	—	8,720	—
	自 動 車 ロ ー ン	15,708	—	19,502	—
	そ の 他	9,748	—	10,748	—
	合 計	38,461	—	42,866	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住 宅 ロ ー ン	—	—	—	—
	自 動 車 ロ ー ン	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

【リスク・ウェイト区分毎の残高及び所要自己資本の額】

令和5年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～15%未満	—	—	オン・バランス	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	38,461	307		100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—		250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
合計	38,461	307	合計	—	—		
オフ・バランス	0%～15%未満	—	—	オフ・バランス	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	—	—		100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—		250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
合計	—	—	合計	—	—		

令和6年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～15%未満	—	—	オン・バランス	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	42,866	342		100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—		250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
合計	42,866	342	合計	—	—		
オフ・バランス	0%～15%未満	—	—	オフ・バランス	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	—	—		100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—		250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
合計	—	—	合計	—	—		

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

【自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額】

該当する取引はありません。

【保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分毎の内訳】

該当する取引はありません。

経営

業務内容

当会の組織

資料編2

グループ情報

索引

CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

マーケット・リスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債及びオフ・バランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。当会では、以下の内容によりマーケット・リスクを管理しております。

1. 管理方針

当会では、市場リスクを極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行うことにより、効率的な市場ポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。リスクテイクを行うにあたっては、市場ポートフォリオのリスク量、各アセットクラスのリスク・リターン、アセットクラス間の相関等を踏まえ、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した分散投資を基本としています。

市場リスクのリスク量は市場計測システムにより算出したVaRで管理しております。分散共分散法で一定の確率の元での最大損失額を計測し、リスクマネジメント統括部署（リスク統括部）がリスク管理委員会にて報告しています。

マーケット・リスク相当額の計測に際しては、バンキング勘定の商品に係る外国為替リスクに対して標準的手法を適用しています。

2. 手続及び体制

フロントオフィス（資金証券部余裕金運用関係）は市場動向及びポートフォリオ等に注意を払い、市場部門全体のアセットアロケーション及び自ら管理するポートフォリオのマネジメントに関する企画を行い、バックオフィス（資金証券部余裕金事務関係）ではフロントオフィスが執行した約定の事務処理、資金決済を行うとともに、フロントオフィスから独立し、相互けん制の一翼を担います。また、モニタリング部署（総合企画部）では営業部署から独立し当会全体の市場取引の状況、各資産別のポジション状況、評価損益、パフォーマンス、VaR、BPV等のリスク指標等について管理・モニタリングを行っています。

オペレーショナル・リスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動若しくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

1. 管理方針

当会では、リスクの発生そのものが統制活動の対象となるリスク（事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、情報漏えいリスク等）についてはそれぞれの規程等に基づき管理を行っています。一方、リスク発生後の統制活動の対象となるリスク、例えば自然災害については、災害そのものは管理の対象外ですが、発生した場合の事後対応や、災害発生が予想される場合の対策等に係る管理規程を定め、災害等から派生する二次的なリスク・業務継続リスクやこれに伴う想定損失額の極小化を図るべく管理を行っています。

2. 手続及び体制

(1) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、若しくは事故、不正等を起こすことにより、金融機関が損失を被るリスクです。当会は、事務リスク管理の重要性に鑑み、事務処理における堅確性の確保を重視し、手続さ・権限の厳正化、機械化・システム化による手作業事務の削減、現金・現物管理体制の強化、内部監査等による牽制機能の確保、事務指導の充実等を通じて、事務リスクを軽減するための対応を図るとともに、顧客からの信頼性向上に努めています。また、業務運営の基礎となる内部規程等の整備や適切な事務指導を実施し、事務処理の厳正化及び事務上のミス並びに不正の未然防止のための内部管理体制の充実・強化に努めています。具体的には、事故の未然防止や事務レベルの向上のため、監査部による内部監査の他担当部署における自己検査を実施し、事務処理状況の厳正なチェックを行い、必要に応じてリスク管理委員会等で対応を協議しています。

(2) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止又は誤作動、システムの不備等の理由により信用事業活動の遂行及び顧客サービスの継続的・安定的提供に支障をきたしたり、当会が保有する情報が適切に保護されなかったため、改ざん・漏えいし、不正利用されることにより社会的信用を失うなど、その結果として有形無形の損失を被るリスクを言います。当会は、最近の情報技術（IT）の急速な進展に伴い、信用業務のコンピュータ化、情報ネットワークの高度化が進み、コンピュータシステムの停止等による社会的影響が増大していることを鑑み、システムの安全対策に万全を期することにより、こうした障害等の発生を未然に防止するとともに、万が一発生した場合の影響を極小化し早急な回復を図るため、セキュリティポリシー（基本方針）を確立しています。また、これに基づいて「安全対策基準（セキュリティスタンダード）」を策定し、セキュリティ管理体制の整備、情報資産（情報及び情報システム）管理の明確化、各種設備の二重化対応、災害時対策の整備（「コンティンジェンシープラン」の策定）等の対応を図っています。

(3) その他オペレーショナル・リスク管理

その他オペレーショナル・リスクとは、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、情報漏えいリスク等を言います。これらのリスクについては「コンプライアンス・マニュアル」、「リスクマネジメントの基本方針」、「情報セキュリティ基本方針」（セキュリティポリシー）等の関連する規程に基づき、適切な管理を行いリスクの軽減に努めています。

◆BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）及びFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC及びFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◆ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◆オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

◆オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

◆出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等又は株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、出資等又は株式等エクスポージャーに関して、「1. 系統及び系統外出資」、「2. 子会社等出資」に区分し、有価証券勘定は、「3. 株式」として管理しています

1. 系統及び系統外出資

系統出資については、経営状況を確認し、その有効性を検証するとともに、出資後は会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた財務健全化を求めており、系統外出資についても、資産の自己査定により諸引当金の適正な計上を図っています。

2. 子会社等出資

子会社等出資については、より効率的な当会の事業運営を目的に、経営上も密接な連携を図ることが適当と判断される先の株式を保有しています。これらの会社の経営については、子会社等に対する管理の適正化を図ることを目的に制定した「子会社管理規程」に基づき、適切な業況把握に努めています。

3. 株式

運用としての株式については、保有目的区分を「その他有価証券」に区分し、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、「市場関連リスク管理要領」に基づき、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況などを考慮し、理事会で限度額等年間の運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、具体的な運用方法を決定しています。また、定期的に評価損益等の状況をリスク管理委員会に報告しています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、一般に公正妥当と認められる会計基準に則り適正に記録・計算のうえ処理し、「1. 系統及び系統外出資」及び「2. 子会社等出資」については、取得原価を記載し毀損の状況に応じて「外部出資等損失引当金」を、「3. 株式」については、時価評価を行ったうえで取得原価との評価差額について「その他有価証券評価差額金」を貸借対照表に計上しています。

また、評価方法等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	23,085	23,085	22,575	22,575
非上場	162,161	162,161	173,386	173,386
合計	185,246	185,246	195,962	195,962

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
214	—	—	—	—	—

貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
14,555	3	14,044	2

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

◆信用リスク・アセット算出に係るリスク・ウェイトのみなし計算について

リスク・ウェイトのみなし計算とは、自己資本比率告示第47条の5に定める、保有エクスポージャーに係る信用リスク・アセット算出に用いる手法をいい、エクスポージャーの裏付けとなる資産に関する情報等の要件により、それぞれ算出方式が定められています。

リスク・ウェイトのみなし計算に係る算出方式毎のエクスポージャー内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	471,896	488,939
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(注1) 「ルックスルー方式」とは、みなし計算を適用するエクスポージャーを構成する個々の資産の信用リスク・アセットの額の総額をもって、当該みなし計算を適用するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算する方式をいいます。

(注2) 「マンデート方式」とは、みなし計算を適用するエクスポージャーを構成する資産の運用状況が明らかな場合、その資産運用基準に基づいて最もリスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、当該資産構成となった場合の信用リスク・アセットの額を当該みなし計算を適用するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額とする方式をいいます。

(注3) 「蓋然性方式」とは、「ルックスルー方式」及び「マンデート方式」が適用できない場合、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトについて、250%以下又は400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、リスク・ウェイトを250%又は400%とすることができる方式をいいます。

(注4) 「フォールバック方式」とは、「ルックスルー方式」、「マンデート方式」及び「蓋然性方式」が適用できない場合、保有エクスポージャーに1250%のリスク・ウェイトを適用して信用リスク・アセットの額を算出する方式をいいます。

金利リスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）の経済価値あるいは収益の減少が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

- ▶リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ▶リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会及びALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ▶金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◆金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ▶流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。
- ▶流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ▶流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ▶固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ▶複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ▶スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ▶内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。
- ▶前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、金利感応ポジションの増加によるものです。
- ▶計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◆△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

▶金利ショックに関する説明

経済資本管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ▶金利リスク計測の前提及びその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIと大きく異なる点)
特段ありません。

◆金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	72,784	81,903	6,906	6,610
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	ス テ ィ ー プ 化	65,572	72,799		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	72,784	81,903	6,906	6,610
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自 己 資 本 の 額	243,279		241,054	

(注1) 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

(注2) 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

グループ情報

グループの事業系統図

埼玉県信用農業協同組合連合会

(株)埼玉県農協総合情報センター

- 農業協同組合（農業協同組合法に規定する子会社を含む。以下同じ。）及び農業協同組合連合会の電子計算機処理システムの研究開発と提供
- 農業協同組合及び農業協同組合連合会の電子計算機による事務処理の受託
- 農業協同組合及び農業協同組合連合会の経営諸統計資料の作成と提供
- 上記に付帯する一切の業務

子会社等の状況

(令和7年3月末現在)

(単位：百万円,%)

会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	事業の内容	設年月日	資本金又は 資本出資	当議決 比率	会 権 率	当会及び他の 子会社等の 議決権比率
(株)埼玉県農協総合情報センター	さいたま市浦和区高砂3丁目12番30号	電算機のオペレーション及び管理並びに総合情報システム関連事項	昭和52年6月29日	200	39		39

子会社等の事業概況

【(株)埼玉県農協総合情報センター】

『「JAグループさいたま」情報化基本構想（2022～2024年度）』を踏まえ策定した「第7次中期経営計画（2022年度～2024年度）」に基づき、JAグループの自己改革を支援するための各種システムの構築、保守維持管理並びに安定したシステムの運用管理等に取り組みました。

なお、取組みに際しましては、効果的・効率的な費用支出に努め、当期純利益は12百万円を計上いたしました。

■システム開発業務

各業務システムの開発につきましては、県内各JA並びに埼玉県農業協同組合中央会、埼玉県信用農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会埼玉県本部及び全国共済農業協同組合連合会埼玉県本部と連携して、以下のとおり取り組みました。

- ・システム共通…セキュリティパッチ配信、DX化（業務効率化・ペーパーレス化等）に向けた研究・実践等を実施。
- ・信用事業システム…県内信用事業システムのスリム化を実施。
- ・共済事業システム…仕組改訂に伴う機能改善に向けた対応を実施。
- ・購買事業システム…WEB受発注システムとの連動対応等を実施。
- ・販売事業システム…集荷所システムの機能改善を実施。
- ・管理業務システム…出資金システムの機能改善、新Compass-JAシステム移行に向けた対応等を実施。

■システム基盤業務

営業店システム導入対応、電子メール添付ファイル分離システム導入対応、システムの安定稼働に向けた機器更新等を実施。

■システム運用管理業務

ATM全国監視への移行対応、安全運用に向けた機器更新等に係る運用整備を実施。

■システム受託推進業務

業務システムの手続書の整備、及びシステム受託推進に向けての各種研修会（Web研修を活用）の実施。

索引

(法定開示項目と掲載ページ一覧)

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成していますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しています。

単体開示項目（農業協同組合法施行規則第204条関連）

1 概況及び組織に関する事項	
(1) 業務の運営の組織	37
(2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	36
(3) 会計監査人の名称	51
(4) 事務所の名称及び所在地	38
(5) 特定信用事業代理業者に関する事項	38
2 主要な業務の内容	28
3 主要な業務に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	8
(2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況	
a 経常収益	61
b 経常利益又は経常損失	61
c 当期剰余金又は当期損失金	61
d 出資金及び出資口数	61
e 純資産額	61
f 総資産額	61
g 貯金等残高	61
h 貸出金残高	61
i 有価証券残高	61
j 単体自己資本比率	61
k 剰余金の配当の金額	61
l 職員数	61
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
a 主要な業務の状況を示す指標	62
b 貯金に関する指標	52
c 貸出金等に関する指標	53
d 有価証券に関する指標	58
4 業務の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	10
(2) 法令遵守の体制	12
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	19
(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	13
5 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	40
(2) 債権にかかる額及びa～dの合計額	
a 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する債権	56
b 危険債権に該当する債権	56
c 三月以上延滞債権に該当する債権	56
d 貸出条件緩和債権に該当する債権	56
e 正常債権	56
(3) 元本補てん契約のある信託に係る債権に関する事項	57
(4) 自己資本の充実の状況	65
(5) 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
a 有価証券	59
b 金銭の信託	60
c デリバティブ取引	60
d 金融等デリバティブ取引	60
e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	60
(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	57
(7) 貸出金償却の額	57
(8) 会計監査人の監査	51
その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第207条）	
役員等の報酬体系	64



耕そう、大地と地域の未来。



 **JAバンク埼玉県信連**
埼玉県信用農業協同組合連合会

〒330-9001 さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号
TEL 048-829-3504 FAX 048-829-3588



JAバンク埼玉県信連ホームページ
<https://www.jabank-saitama.or.jp/kenshinren/>



JAバンク埼玉ホームページ
<https://www.jabank-saitama.or.jp/>

